



秋田の子どもの健やかな成長のために  
～はじまりは乳幼児期から～

# 秋田県就学前教育振興

## アクションプログラムⅡ

(2019年版)

2019年3月  
秋田県教育委員会

## はじめに

乳幼児期の教育及び保育は、人間形成にとって極めて重要です。子どもの知性や情緒、社会性を育み、望ましい成長を促していくためには、幼稚園、保育所等が家庭や地域社会と十分に連携を図りながら就学前教育を充実していく必要があります。

本県では、2004年3月に「秋田県就学前教育振興プログラム」を策定するとともに、同年4月、教育委員会内に幼保推進課を設置し、乳幼児期の教育・保育の振興に努めてまいりました。

2008年3月には、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂に合わせて、0歳児から小学校移行期まで一貫した流れの中で、本県の教育推進の重点方針に基づいた保育実践ができるよう、「秋田県就学前教育振興アクションプログラム～秋田っ子いきいきドリームプログラム～」を策定しました。

2018年4月には、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が施行されるとともに、小学校学習指導要領にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されるなど、これまで以上に小学校教育との接続が重要視されています。また、2019年10月には、幼児教育・保育無償化が開始されることとなり、就学前教育・保育の質が改めて問われています。

こうした中、県教育委員会では、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するために、市町村と連携して「教育・保育アドバイザー」の配置や育成、市町村単位の研修会開催等、支援体制の構築に取り組むとともに、保護者や地域の方々とも一体となって就学前教育の推進を図るため、その指針となる「秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ」を策定しました。

本プログラムは、具体的な事例の他、写真等を盛り込むことで、各種研修会はもちろん、各園における日々の教育・保育の場でも参考となるよう工夫しておりますので、多くの方々に活用いただければ幸いです。

本プログラムの改訂に当たり、学識経験者や教育・保育関係団体等の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

2019年3月

秋田県教育委員会

教育長 米田 進

# 「秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ」目次

I	プログラム策定の趣旨	P 1
II	秋田県の就学前教育・保育	P 1
1	目指す子ども像	
2	本県の乳幼児を取り巻く現状と課題	
3	推進の基本的な考え方	
4	推進の重点	P 3
(1)	乳幼児期の発達の連続性や特性を踏まえた生きる力の基礎を培う教育保育の充実	
(2)	園の課題に応じた主体的な研修の推進	
(3)	0～5歳児の連続した育ちから「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした小学校教育との円滑な接続につながる指導計画の作成と小学校教育との円滑な接続	
(4)	子育て支援の充実	
(5)	乳幼児期の教育・保育の理解	
5	推進体制	P 4
(1)	県	
(2)	市町村	
(3)	就学前教育・保育施設	
III	具体的な取組と方策	P 5
1	教育・保育の充実	
(1)	子どもの育ちを支える生活と遊びの充実と保育者の役割	P 5
①	育みたい3つの資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	
②	生活や遊びを通しての総合的な指導	
③	乳幼児理解と評価	
④	養護と教育の一体性	
⑤	乳児の教育・保育	
⑥	1歳以上3歳未満児の教育・保育	
⑦	3歳以上児の教育・保育	
⑧	子どもの経験が充実するための環境の構成と援助	
(2)	教育・保育の計画と保育の実践	P 16
①	教育課程の編成及び全体的な計画の作成	
②	指導計画の作成	
(3)	“「問い」を発する子ども”の育成	P 19

(4) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導	P 2 1
① 障害のある子どもの教育・保育	
② 海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難のある子どもの生活への適応	
③ 家庭や子どもの状況に応じた個別の支援	
(5) 就学前におけるキャリア教育	P 2 4
(6) 小学校教育との円滑な接続・連携	P 2 7
① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導と共有化	
② 小学校との連携の具体	
③ 接続を意識した指導計画の意義	
④ 家庭や地域社会との連携体制の確立	
2 教職員の資質向上	
(1) 保育者としての資質・能力と専門性の向上	P 3 2
① 保育者に求められる資質・能力	
② キャリアステージに応じた研修の充実	
(2) 園における研修の充実	P 3 4
① 組織的な研修体制の整備	
② 計画的・継続的な園内研修の推進	
③ 園外研修の効果的な活用	
(3) 地域に根ざす教育・保育の充実	P 3 8
① これまでの本県の教育・保育の推進体制における成果と課題	
② 県と市町村の連携・協力によるこれからの教育・保育の推進体制構築	
3 家庭や地域に開かれた園運営	
(1) 学校（園）評価の活用	P 4 1
① 学校（園）の自己評価の実施	
② 学校（園）関係者評価の実施	
(2) 子育ての支援	P 4 5
① 保護者の受容と自己決定の尊重	
② 様々な機会の活用と相互理解	
③ 園内の支援体制の整備と保護者に対する個別の支援	
④ 不適切な養育や虐待が疑われる場合について	
⑤ 地域に開かれた子育ての支援	
4 就学前教育・保育の振興及び理解推進	P 4 8
IV 参考文献	P 5 0

# I プログラム策定の趣旨

## 1 策定の趣旨

- ◇乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基礎となることへの理解推進
- ◇「子ども・子育て支援新制度」の本格実施により、「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支援
- ◇幼稚園・保育所・認定こども園等を一元的に所管する秋田県のよさを発揮し、0歳から就学前までの連続した生活や遊びを支援
- ◇秋田県の就学前教育・保育の現状と課題を踏まえるとともに、改訂（改定）された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた質の高い教育・保育の提供
- ◇教育・保育における秋田県の指針となる「秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ」を策定し、県と市町村、園が共に乳幼児期の教育・保育を推進

## 2 これまでのプログラム策定の経緯

- ・ 2004年3月 秋田県就学前教育振興プログラム  
「ちびっ子県民の健やかな成長に向けて」策定
- ・ 2006年3月 「秋田県0～2歳児の保育（手引き）」作成
- ・ 2008年3月 秋田県就学前教育振興アクションプログラム  
～秋田っ子いきいきドリームプログラム～

### ※「教育・保育」の用語について

「幼児教育」とは、幼児に対する教育を意味し、幼稚園における教育、保育所や認定こども園における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含む広い意味で捉えられています。一般的には、満3歳以上の幼児に対する教育を意味して使われることも多い用語です。

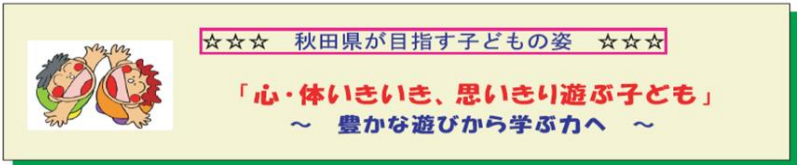
「保育」という用語は、乳幼児教育の場において様々な定義で用いられてきました。基本的には、乳幼児を養護し教育することであり、「養護」と「教育」が一体となった概念です。いずれの年齢、いずれの施設においても就学前の子どもの生活や学びを一貫して支える上では、「教育」「保育」は一体となって行われるべきものと考え、本アクションプログラムでは、原則的に「教育・保育」と表記します。

# II 秋田県の就学前教育・保育

## 1 目指す子ども像

高い志をもち、ふるさとを支えるとともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成  
第2期ふるさと秋田元気創造プラン  
「未来を担う教育・人づくり戦略」

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり  
秋田の教育振興に関する基本計画  
「秋田県の教育の目指す姿」



## 2 本県の乳幼児を取り巻く現状と課題

(2016年 秋田県における就学前教育・保育に関するアンケート調査結果より)

項目	○現 状 と ●課 題
教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園や地域の実態に応じて教育課程、保育課程が編成されている。</li> <li>○養護を基盤とした安心・安全な環境の下、子どもを受容する保育者の関わりが見られる。</li> <li>○86%の施設で子どもの実態を踏まえた指導計画を作成している。</li> <li>○小学校と子どもに関する情報共有や交流が90%の施設で行われている。</li> <li>○特別支援教育コーディネーターの指名や個別の指導計画の作成等による園内支援体制の構築に向けた取組が行われるようになってきている。</li> <li>○関係機関と連携するなどし、配慮を必要とする乳幼児の教育・保育に取り組む園が増えてきている。</li> <li>●乳幼児理解を踏まえ、子どもの主体性を保障する教育・保育に向けた環境の構成や保育者の援助の在り方の理解</li> <li>●0～2歳児のそれぞれの子どもの発達過程に応じた生活や遊びの中の学びの理解</li> <li>●小学校教育との生活や学びの連続性を確保するための接続期の教育・保育についての理解促進及びカリキュラム作成</li> <li>●市町村における就学前教育・保育の支援体制の構築及び小学校教育との連携・接続に関する支援</li> <li>●計画の作成・活用や園内委員会の設置など、子どもの実態に応じた教育・保育を計画的・組織的に行うための工夫</li> </ul>
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援新制度の下での、子育て支援事業に90%の施設が取り組んでいる。</li> <li>○少子化や社会的なつながりの希薄化等による保護者の育児不安や子育ての孤立化も見られる。</li> <li>●保育者が一人一人の保護者に寄り添い、状況を理解し、支援するための専門性の向上</li> <li>●保護者や地域の実態把握と、ニーズに応じた支援の提供</li> </ul>
乳幼児期の教育・保育の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校（園）評価の実施園が増加し、自らの園運営を検証・改善しようとする意識が高まっている。</li> <li>●各園の実態に応じた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導や評価、小学校教員との5歳児修了時の姿の共有化</li> <li>●学校（園）評価や学校（園）関係者評価の実施と結果の公表や様々な情報発信等による開かれた園経営</li> </ul>
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育の質的向上を目指すため、76%の施設が定期的に園内研修に取り組んでいる。</li> <li>○園の種別に関わりなく、保育者のキャリアステージに応じた研修の機会を県として提供している。</li> <li>●カンファレンス等を通じた多様な乳幼児理解の促進</li> <li>●園内研修を推進するリーダーに対する研修の機会提供と研修体系の見直し</li> <li>●多様な保育ニーズへの対応や勤務体制等による研修時間の確保の難しさ</li> </ul>

その他

- 多様な保育ニーズへの対応等により、保育者が多忙化している。
- 園内研修及び教材研究等の時間確保に向けた業務の見直し

### 3 推進の基本的な考え方

**秋田の子どもの健やかな成長のために**  
～ はじまりは乳幼児期から ～

子どもの居場所がどこであっても、全ての子どもに質の高い教育・保育の機会を提供します。

### 4 推進の重点

#### (1) 乳幼児期の発達の連続性や特性を踏まえた、生きる力の基礎を培う教育・保育の充実

- ◇2017年3月告示の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡの趣旨について周知し、理解推進を図る。
- ◇ふるさと教育を基盤とした、0歳児から始まるキャリア教育、“「問い」を発する子ども”の育成につながる教育・保育の理解を深め、推進する。
- ◇各種研修会や訪問指導等を通して、教育・保育内容に関する研修を支援する。
- ◇一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の園内体制を構築し、教育・保育の充実が図られるように支援する。

#### (2) 園の課題に応じた主体的な研修の推進

- ◇自園の課題を明確化し、計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルを機能させた、体系的・計画的な園内研修の推進を支援する。
- ◇子どもの姿や園の実情を踏まえた保育の全体計画を作成し、計画的にカリキュラム・マネジメントを確立させ、実施・評価・改善できるように支援する。
- ◇園内研修を推進するリーダーを育成し、園内研修の活性化を支援する。

#### (3) 0～5歳児までの連続した育ちから、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした小学校教育との円滑な接続につながる指導計画の作成と小学校教育との円滑な接続

- ◇各園が乳幼児の実態等に応じて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点として、子どもの育ちや発達過程を職員間や、家庭・地域、小学校等と共有できるように、研修の機会や情報提供を図る。
- ◇就学前教育・保育の学びが、小学校教育の学びと連続するためのカリキュラム作成に向け、機会の提供や情報提供等を図る。
- ◇双方の教育・保育の特徴を理解するための保育者と小学校教員の相互研修を推進できるように、園や市町村に働きかける。

#### (4) 子育て支援の充実

- ◇子どもの育ちが家庭や地域の生活と連続していることを踏まえ、保護者に保育方針や子どもの成長を発信し、子どもの育ちを保護者と共に喜び合う子育て支援を推進する。
- ◇在園児及び地域の保護者に対する積極的な子育て支援を推進する。

#### (5) 乳幼児期の教育・保育の理解

- ◇学校（園）評価や学校（園）関係者評価の実施と結果の公表や様々な情報発信による開かれた園経営を推進する。
- ◇所管研修や訪問指導を通じた秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡの発信、活用等を通して就学前教育・保育の理解を推進する。

### 5 推進体制

#### (1) 県

- ◇地域の就学前教育・保育の拠点である「幼児教育センター」として、就学前教育・保育施設等に対する指導・助言、保育者への研修の機会提供、教育・保育アドバイザーの育成及び教育・保育の理解促進を図る情報発信等を担う。
- ◇教育庁関係課・所、外部関係機関との連携を図り、県の課題解決を図る。
- ◇教育・保育アドバイザーの配置や教育・保育内容等に関する技術的な助言等を通して、市町村就学前教育・保育施設担当課とともに就学前教育・保育の推進体制構築を目指す。

#### (2) 市町村就学前教育・保育施設等担当課

- ◇担当する就学前教育・保育施設等の適切な運営に向け、財政的・条件整備的な支援を行う。
- ◇福祉部局、教育委員会、県が相互に連携を図りながら、就学前教育・保育を推進する。

#### (3) 就学前教育・保育施設等

- ◇幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育課程・保育課程の作成と計画的なカリキュラム・マネジメントを確立し、子どもの主体性を尊重した質の高い教育・保育を推進する。
- ◇自園の実態及び課題の解決に向けたPDCAサイクルに基づいた研修を推進し、保育者の専門性向上を図る。



### Ⅲ 具体的な取組と方策

#### 1 教育・保育の充実

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。教育課程その他の教育・保育の内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育・保育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって子どもが主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって子どもの発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う」ことが基本となります。

秋田県では、子どもの居場所がどこであっても、等しく質の高い教育・保育を受けられるよう、次のことの理解推進を図ります。

#### (1) 子どもの育ちを支える生活と遊びの充実と保育者の役割

##### ① 育みたい3つの資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

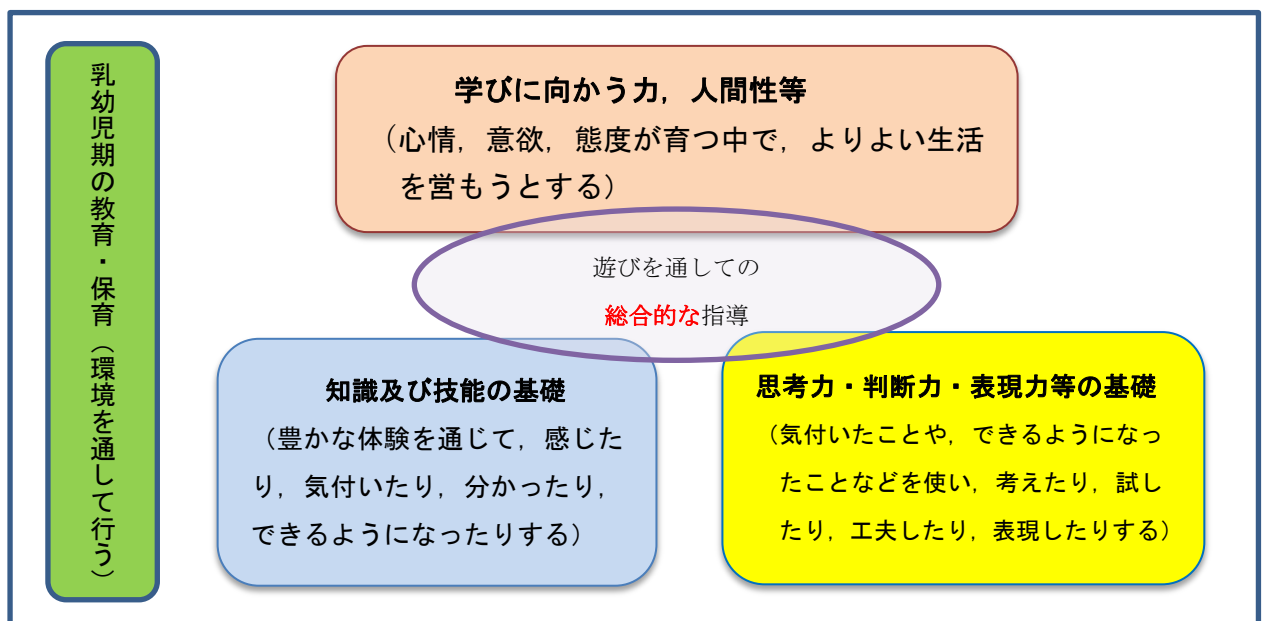
2017年3月告示の要領・指針等において、生きる力の基礎を育むために、乳幼児期において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つが示されました。これらの資質・能力は、5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）を踏まえ、遊びを通しての総合的な指導により一体的に育まれるものです。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についても新たに示されました。これは、5領域のねらい及び内容に基づいて、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、乳幼児期において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児の後半に見られるようになる姿です。

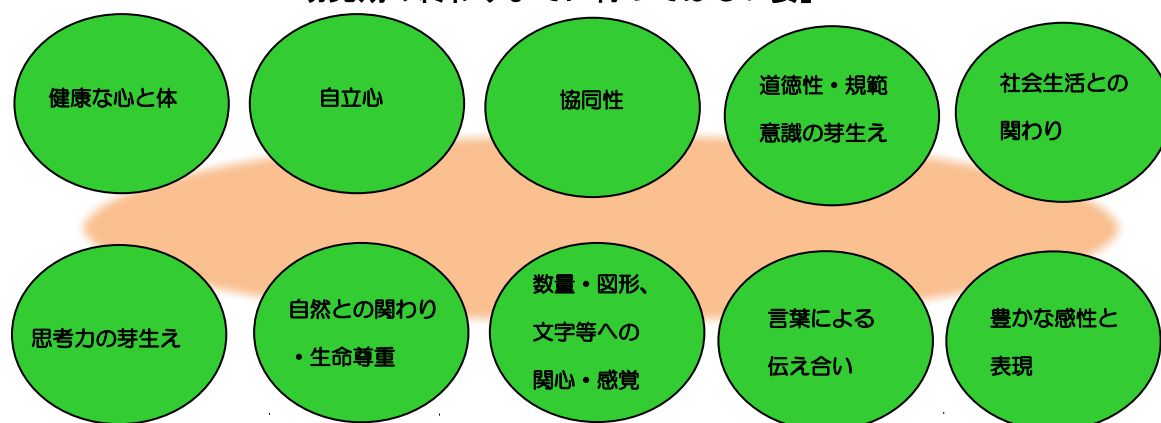
保育者は、遊びの中で幼児が発達していく姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、子ども一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められます。

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があります。

#### 育みたい資質・能力のイメージ図



## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」



### ② 生活や遊びを通しての総合的な指導

#### ○総合的な指導

乳幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していきます。

例えば、砂場での遊びという一つの活動の中でも、子どもは、「何を作ろうかな。」と、様々にイメージしたり、思考したりします。自分の思いを相手に伝えようと自分を表現したり、相手を理解しようとしたりもします。さらには、コミュニケーションをとりながら、相手に合わせた行動をとったり、役割を行ったりしていきます。また、用具を使うことで、身体の運動機能を発揮し、用具の使い方や素材の特質を知ります。イメージしたものが完成すれば、達成感や協力して作った友達への親密感を覚えます。このように、子どもの様々な側面の発達が促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られ、相互に関連し合いながら総合的に発達していくのです。

したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で子どもが発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験を得られるような状況をつくることを大切に、子どもが遊びをどう展開していくかに留意しながら適切な指導を行わなければなりません。



#### ○乳児保育の「3つの視点」

今回の要領・指針等の改訂（改定）においては、乳児期の発達の特徴を踏まえた「ねらい及び内容」として、3つの視点が示されました。

乳児期は、心身の様々な機能が未熟であると同時に、発達の諸側面が互いに密接な関連をもち、未分化な状態です。そのため、安全が保障され、安心して過ごせるよう十分に配慮された環境の下で、乳児が自らの生きようとする力を発揮できるよう、生活や遊びの充実が図られる必要があります。その中で、身体的・社会的・精神的発達の基礎が培われていきます。こうした乳児の育つ姿を尊重するとき、その教育・保育の内容として、

「健やかに伸び伸びと育つ～身体的発達に関する視点」

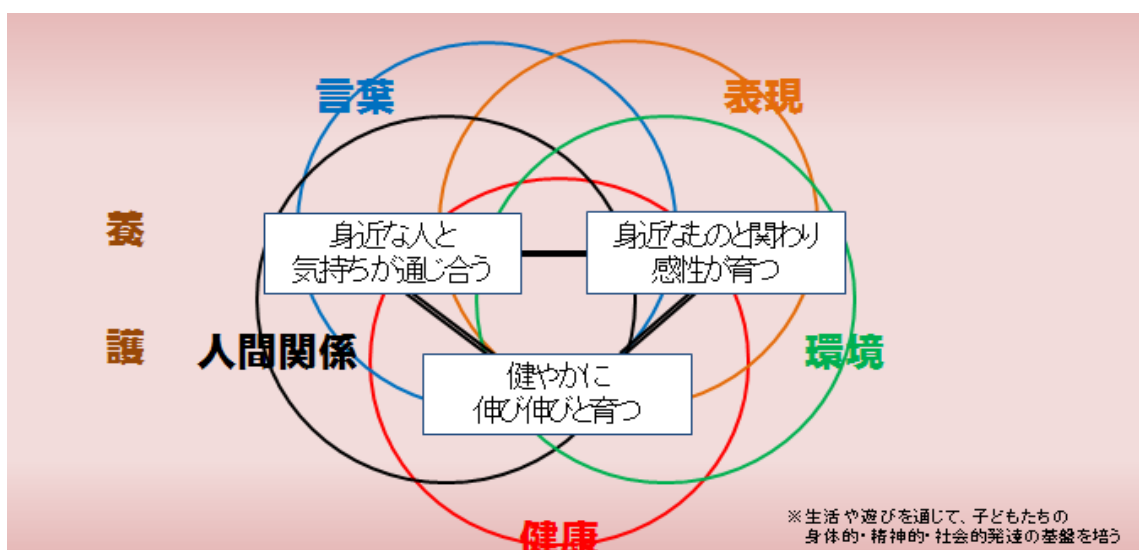
「身近な人と気持ちを通じ合う～社会的発達に関する視点」

「身近なものに関わり感性が育つ～精神的発達に関する視点」

という視点が導き出されます。それぞれの「ねらい」「内容」「内容の取扱い」では、具体的に保育がイメージできるように示されています。3つの視点は、それぞれ単独に捉えるものではなく、相互に関連し合っって子どもの発達を促しているものであることを踏まえ、乳児期にふさわしい環境の構成や、援助を行っていくことが大切です。

### 要領・指針等における0歳児の保育内容の記載のイメージ

(平成27年9月：幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・要領中央説明会資料より)



### ③ 乳幼児理解と評価

#### ○乳幼児を理解すること

教育・保育を行う際にまず必要なことは、一人一人の子どもに対する理解を深めることです。

教育・保育とは、一人一人の子どもが保育者や他の乳幼児との生活の中で、周囲の環境と関わり、発達に必要な経験を自ら得ていけるように援助する営みです。保育者は、子どもが今、何に興味をもっているのか、何を感じているのか、どのような経験をしているのか等を捉え続けていかなければなりません。また、子どもの育ちの背景にあるものを家庭との連携の下に、理解することが大切です。発達に必要な経験を自ら得るための環境の構成や保育者の援助は、子どもを理解することによってはじめて適切なものとなり、そこから、一人一人の子どもの発達を促す教育・保育が生まれ出されてくるのです。



## ○教育・保育における評価とは何か

教育・保育における評価とは、教育・保育の中で乳幼児の姿がどのように変容しているか捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、教育・保育をよりよいものに改善するための手がかりを求めることです。

一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら子どもの理解を進め、一人一人のよさや可能性等を把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切です。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないこと、また、発達の側面毎に「できる・できない」という達成度についての評定を行うものでもないことに留意が必要です。特に、前述の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目を視点として達成度についての評定を行うこと等がないようにしなければなりません。

## ④ 養護と教育の一体性

教育・保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助です。保育者は子どもの居場所がどこにあらうとも子ども一人一人の人権を守り、尊重し、健やかな育ちを保障していく必要があります。日常の保育においては、「養護」と「教育」は決して切り離されることなく、重なり合いながら一体的に展開されています。保育者は、様々な出来事に向き合う子どもの思いや心の動きに丁寧寄り添い、子どもが本当に求めていることは何かを押し量り、その子どもにとってどのような経験が必要かを把握することが大切です。

乳児の教育・保育においては、当たり前のように捉えられている「養護」ですが、年齢が高くなるに従って、子どもが自分でできることが増えたり、自分でやろうとする気持ちが伸びてきたりすることから、必要性がないと捉えられてしまう場合があります。子どもが何歳であっても十分に受け止められ、認められることで自己肯定感が育まれ、様々なことに挑戦していく心の強さが育っていきます。たとえば5歳児であっても、子どもの心が保育者のぬくもりを求めている時には、しっかりと抱きしめるなど、悲しい気持ちや寂しい気持ちを受け止めるような配慮が必要です。

また、子どもが日々の生活で、周りの人やものに触ったり関わったりする姿には、様々な小さな発見や学びがあります。そのような経験の積み重ねが、乳幼児の「教育・保育」の基盤となっていきます。保育者は、子ども自らが生きようとする力が発揮できるよう子ども一人一人の情緒の安定を図り、心身の様々な機能の未熟さを十分に考慮しながら、生活や遊びの充実を図っていくことが大切です。子どもの思いや願いを保育者が理解し、受け止め、尊重していくことで、心の土台となる個性豊かな自我を形成していくのです。

子どもの育ちを年齢でくくったり、発達の過程を一律に捉えたりすることなく、目の前の子ども一人一人が求めていることを尊重していくことが大切です。日々の生活や遊びが子どもにとって価値のある体験となっていくよう、保育者には、「養護と教育の一体性」を意識した教育・保育を実践していくことが求められています。

## ⑤ 乳児の教育・保育

乳児期は、心身両面において、短期間に著しい発育・発達が見られる時期です。主体として欲求が受け止められ、大人に受容される経験をゆっくりと積み重ねていくことによって、信頼できる特定の大人との揺るぎない信頼関係が育まれ、それを基盤に身近な環境へと自らの世界を広げていきます。

乳幼児期において、他者への信頼感と自己肯定感が周囲の人との相互的な関わりを通して育まれることは、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う意味で、きわめて重要です。例えば、おむつ交換については、養護の視点から見ると、衛生面に配慮すると共に、子ども一人一人の現在の体調、機嫌、身体の異常の確認等を行っているといえられます。一方、教育の視点から見ると、子どもは、ぬれて気持ち悪い不快な状態から、おむつ交換によって、保育者の柔らかな表情や丁寧な仕草や言葉がけにふれながら、心地よさを身体全体で感じている状態と捉えることができます。同時に、安心して自分の感情を出すことができる保育者に対する深い信頼感や安心感がゆっくりと育っていきます。このように、保育の流れの中でともすれば見過ごしてしまいがちな日常のひとコマですが、養護と教育は実際には一体的であり、保育者にはそれをよく理解し、これまで以上に意識して保育していくことが求められます。

乳児が自らの要求を自分が獲得した方法で表出し、それを信頼できる大人に温かく受け止められることによって、自分の居場所が保障され、やがて周囲に対し興味や関心をもって向かっていくようになるのです。

### 【食事の場面で見られる乳児の姿と保育者の援助や関わり】

#### 〈一緒にもぐもぐしよう！〉

食事は、大好きな保育者と共有する楽しい時間です。5～6か月頃の乳児が、自分の口に何も入っていなくても、優しい笑顔と共にもぐもぐして見せる保育者の様子を楽しそうに真似することがあります。このように喜びをもって、食に関わる体験を積み重ねることで、食べることを楽しみ、食事への意欲や関心がもてるようになります。また、子どものペースでゆっくりと「もぐもぐする時間」を保障してあげることで、その後の食行動が促進され、子どもの「噛む力」も高められるのです。

#### 〈あーんから自分で〉

食は自立の第一歩です。自分で食物を口に運ぶためには、目と手と口、それぞれの発達が必要です。こぼしたり、汚したりを繰り返しながら、食べ物と口との距離感覚を身に付けていくのです。「手づかみ食べ」は、食事に向かう主体的な行動であり、「遊び食い」とは違います。誰かに食べさせてもらう存在から、やがて自ら食べる存在へと育つよう、また、子どもが十分に満足できるまで自ら食べる経験を重ねられるよう、保育者は人的環境はもちろん、時間や空間等、様々な環境を子どもの目線に立って見直していくことが大切です。



### 【乳児の学びのスタートは基本的信頼関係】

乳児の欲求は単純に空腹が解消され、おむつが交換されるだけでは満たされるものではありません。信頼できる大人が側にいて、心地よく安心できる場所やものに囲まれた環境で、はじめて聞く声、優しく触れられる感触や温かさなど、様々な刺激を受けながら過ごしています。

乳児は「うれしい」「楽しい」「悲しい」など、様々な感情を持っていますが、まだ未分化であり、うまく表現することもできません。「泣く」という行動も、初めは生理的欲求を伝えようとする表現の一つですが、月齢が進むにつれて、次第に意思をもって泣く場合が増えてきます。愛情を込め、受容的に関わる大人とのやりとりは、心と身体が一体となった安心感や心地よさの積み重ねとなり、他者に対する基本的信頼感を育みます。このような人としての根源的な部分に、心を込めて丁寧に対応され心地よさを味わう経験が、子どもにとっての学びの根本であり、生涯にわたる人格形成の基礎となります。

「何があっても受け止めてもらえる」保育者を心の拠り所として、子どもは、次第に周囲に対するコミュニケーションの輪を広げていきます。



#### 〈ぎゅっとしてー だっこの大切さ〉

人見知りや7～8ヶ月によく見られる子どもの姿ですが、特定の大人との愛着関係が育まれているからこそその姿です。

育ちの中で通る道と一律に捉えず、乳児を独立した人格をもつ存在として、その気持ちの揺らぎに心を向け、丁寧に寄り添うことが求められます。抱っこやおんぶなどの時にも、一人一人に心を寄せて丁寧に関わることで、子どもは満足感・安心感を得て、やがてそれらが様々な興味や関心に向かう心の支えとなり、人との関わりの世界を広げていくのです。

#### 〈「〇〇遊び」ではなくくれない名前のない遊び〉

盛んに喃語を発し、自分の声を聞くことを繰り返して楽しむ姿や、抱っこされたまま降る雨を瞬きもせずじーっと見つめる姿などは、一見すると遊びのようには見えませんが、子どもにとっては、それら一つ一つが、心動かされた大切な出会いであり、かけがえのない経験です。子どもにとっての遊びは、大人が考える遊びの枠にはまらないことが多々あります。子どもの興味や関心に心を寄せ、大人が子どもの目線に降りて見えたものをしっかりと共有する事が乳児の遊びの理解に近づく第一歩です。様々な「人、もの、こと」との出会いが心地よいものとなるような関わりの視点をもつことが大切です。



## ⑥ 1歳以上3歳未満児の教育・保育

この時期は、心身ともに発達が著しく個人差が大きいのが特徴です。

歩行が開始され、徐々に走ったり、跳んだりすることができるようになる等、運動機能が発達し、自分の体を思うように動かすことができるようになってきます。また、指先の機能の発達に伴い、手指を使ってできることが増えるとともに、身の回りのことを自分でしようとする姿が見られます。語彙も少しずつ増え始めるとともに、自分の思いを親しい大人に伝えたいという欲求が高まります。こうした受容的・応答的な関わりを丁寧に繰り返す中で、自分の思いを身振りや手振り、片言の言葉等、様々な方法で表出するようになります。

身体の発達に伴い、見える世界が広がってくると、周囲の環境へ興味をもち、安心できる保育者を拠り所としながら自ら関わっていくようになります。時には、驚いたり、急に不安になり立ち止まったりすることもあります。見守ってくれている保育者のところに戻ってきて安心感を得ると、再び環境に関わっていきます。保育者は、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、応答的に丁寧に関わっていくことが求められます。側にいるだけではなく、「そうか。そうだね。」「大丈夫、見ているよ。ここにいるよ。」と子どもの心に気持ちを寄せることが大切です。

### 〈何でも自分で〉

何でも自分でしたいという気持ちや姿は、1歳前から見られますが、1歳を過ぎ自我が芽生えてくるこの時期は、様々なことへの興味や関心がさらに広がり、身体機能も育ってくることから、より一層、そのような姿が見られるようになります。食べ物をぼろぼろこぼしながらも自分で食事をしたり、ズボンに足がうまく入らずに、かんしゃくを起こしたりしている場面がよく見られます。保育者が手伝おうとしても、その手を振り払い、何度も挑戦し、自分なりにやってみるうちに、タイミングよく入ると、「一人でできたよ」と満足げな表情を見せてくれます。時には、自分でやってみようとして、うまくいかなかったり、たまたまうまくできて満足感を味わったりすることもあります。その一方で、大人に依存的でやってもらうことも大好きという気持ちももっているのがこの時期の子どもです。保育者は、何でも自分でしてみようとする主体性を認めながら、思うようにいかないもどかしさ、不安や寂しさ、甘えたい気持ちや揺れ動く心に寄り添い、一人一人に丁寧に関わる必要があります。自分でできた喜びや心地よさは、主体的に生活する意欲へとつながっていきます。



### 〈関わりを楽しむ〉

またこの時期、同じものに興味を示した子ども同士の間にも、ものを介したやり取りが生じたり、近くにいる子ども同士が同じ表情や動作をして、それを面白がって互いに顔を見合わせて笑ったりするなど、子どもが他の子どもと関わって楽しむ様子が見られます。こうした経験を重ねる中で、子どもは周囲の子どもに対する興味や関心を高め、自分から働きかけて関わろうとするようになっていきます。仲良く遊んでいる時にも、自分が欲しいものを他の子どもが使っていると取ろうとしたり、思わず手が出てしまったりすることもあります。そして、自分の思いがうまく通らないと、泣いて訴えることもあります。大人から見ると、一見わがままに見える行為ではありますが、思い通りにいかない苛立ちやうまく言葉にならない様々な思いを自分なりの方法で表しているのです。



保育者は、その様子を単にものの取り合いと捉えるのではなく、お互いの思いをしっかり受け止めること、子どもが自分の思いをわかってもらえた実感できるような仲立ちをすることで、情緒の安定を図っていくことが大切です。事態を収めることを優先した関わりをするのではなく、目に見えない一人一人の心の育ちや動きを理解しようとしてゆっくりと関わるようにします。自分の思いをしっかり認めてもらった経験を重ねていくことは、自己肯定感や自信につながっていきます。

### 〈一人一人の育ちへの配慮〉

同年齢であっても、施設によっては、年度途中で満3歳児クラスへ移動する場合があります。未満児棟から以上児棟への移動、複数担任から一人担任への変更などの様々な環境の変化に伴い、不安を訴える子どもや我慢している子どもがいます。保育者は在園経験年数に関係なく、新入園児同様に個々に応じたきめ細やかな配慮を行い、情緒の安定を図っていくことが必要です。また職員間でそれまでの背景や状況について伝え合い、丁寧に引き継いでいくことが大切です。

子どものたどる発達の道筋には一定の順序性や方向性がありますが、それは一律ではなく、行きつ戻りつしながらのものであり、時には停滞しているように見えたり、ある時には急速な伸びを示したりします。発達が著しいこの時期は、心と体がバランスよく育っていくわけではありません。ある場面を切り取って何か「できる。できない。」と表面的に捉えるのではなく、育ちの過程の中で経験していることを丁寧に理解して、子どもの育ちにとっての意味を考えていくことが大切です。一人一人の発達の特性や個人差、家庭での生活状況や経験の差に配慮し、家庭との連携を図りながら、心身両面において心地よく過ごせるようにしていくことが大切です。



## ⑦ 3歳以上児の教育・保育

この時期は、運動機能が急速に発達し、活動意欲も高まり、様々なものに興味関心が広がり、生活の場が大きく広がっていきます。また、生活に必要な能力や態度などを獲得していく時期でもあります。

これまで培ってきた周囲の大人との関わりの中で、見守られている安心感などを基盤にして、友達や様々な対象と十分に関わり合えるように言葉や表現を通じてやり取りをする経験が大切です。

自我が育ち、友達とのつながりが深まる中で、充実感や満足感、様々な葛藤やつまづきを体験し、自己主張や自己発揮を繰り返しながら折り合いを付ける体験を重ね自己抑制ができるようになってきます。

保育者が子ども一人一人の内面を理解し、自我の育ちを支えるとともに、一人一人の発達の特性を生かす教育・保育を行うことで、子どもたちの集団は徐々に育まれていきます。つまり、一人一人が十分に自分らしさを発揮し、思いを伝え合いながら遊ぶ体験を日々重ねることで、クラスや集団での活動に次第に意欲的に参加できるようになっていくのです。

遊びの中で子どもが発達していく姿として教育要領や保育指針等において明示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、園において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿です。3歳児、4歳児の時から幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意し、一人一人の発達に必要な心が動かされる体験が得られるように適切な援助をする必要があります。

**※以下、この項では、子どもの発達の共通の道筋を理解するため、あくまでも目安としての年齢を記してありますが、子どもの発達は一律に到達目標的に求められるものではないことや、一人一人の道筋や速さには個人差が大きいことに留意が必要です。**

### 〈けんかをしてしまうのは、どうして?〉

3歳頃には、場を共有したり、遊具を仲立ちとしたりして、友達の存在に気付き、関心をもち、子ども同士で遊ぶことを楽しむ姿が見られるようになります。周囲への関心や観察力が高まり、イメージを広げ、様々なごっこ遊びを楽しむようになります。その中で、友達と遊具の取り合いや思いがうまく伝わらないもどかしさからけんかになることもあります。このような経験を繰り返しながら、次第に友達と関わる力が育まれていきます。

保育者は、このような経験が子どもの生活や遊びにとって重要であることを意識し、楽しさ、面白さやもどかしさなどうまくことばに表せない思いを言葉にししながら、一人一人の子どもに思いを寄せ、理解していくことが大切です。



### 〈一緒に遊びたいけど…、仲良くしたいけど…〉

4歳頃には、自分なりに様々なイメージをもったり、友だちとイメージを共有しながらごっこ遊びに没頭して楽しむ姿が見られるようになります。自我が育ち、自分の思ったとおりにいかないという葛藤を経験するようになります。友達とのつながりが強くなり、喜びや楽しさ、競争心も生まれ、自己主張をぶつけ合い、悔しい思いを経験しながら、他者と協調していくという経験を積み重ねていきます。

保育者は、友達と一緒にいる楽しさを味わったり、どのように関わるか戸惑ったりする子どもの内面を理解し、しっかりと向かい合い、受け止め、共感し励ましていくことで、自己肯定感や他者を受容するという感情を育んでいくのです。

### 〈ボクの考えを分かって！〉

5歳頃には、友達と共に共通のイメージをもって遊んだり、目的をもった活動を行ったりするようになります。また、言葉で自分の思いや考えを伝えるようになっていきますが、自分の意見が伝わらなかつたり、受け入れられなかつたりして悔しい思いをするなど、様々な葛藤体験をします。

保育者は、子どもと一緒に活動する中で、挑戦したり、自分たちで解決しようとしたり、葛藤を乗り越えようとしたりする姿に寄り添い、見守ったり、認めたり、アドバイスをしたりしながら、自信や友達への親しみ、信頼感を高めていけるようにします。



### 〈思いを自分の力で！友達と一緒に！〉

遊びや生活において、さまざまな経験を重ねてきた中で、やがて、年長としての自覚や誇りをもった姿が見られるようになります。自信をもって活動するようになります。

集団遊びが活発に展開され、様々な役割を担い、協同しながら遊びを持続し、発展させ、遊びはさらに複雑なものになっていきます。その中で試行錯誤をしたり、友達と協調したりすることを通して、達成感や自分への自信をもつようになっていきます。

知識や認識力、自然現象や社会現象、文字などへの関心も高まり、積極的に環境へ働きかけたり自己表現したりする姿が見られます。

保育者は、子どもの気付きや成長と一緒に喜びながら、子ども自身が自分の体験を振り返るきっかけとなる言葉をかけ、学びや育ちを促すことが大切です。



## ⑧ 子どもの経験が充実するための環境の構成と援助

### ○環境とは

乳幼児期の教育及び保育は、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としています。この場合の環境とは、物的環境のみならず、子どもがじっくりと遊んだり、伸び伸びと遊んだりするための時間的・空間的環境や、子どもの遊びを支える人的環境、さらには、自然事象や社会事象等も考えられます。また、子どもが生活を通してあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければなりません。

例えば、公園などの大型遊具のように、遊び方や使い方が決まっているものには、楽しさはあってもそこに学びは生まれ難いでしょう。逆に、園庭の砂や土、水や草花等が豊富にある環境においては、子どもが自ら動きだし、関わることで、いくらでも面白い遊びが生まれてきます。そういった環境にこそ、学びの要素がたくさん隠されています。

保育者もまた、環境の一部です。保育者の動きや態度は子どもの安心の源であり、物的環境の構成に取り組んでいる保育者の姿や同じ仲間の姿があつてこそ、その物的環境への子どもの興味や関心が生み出されるのです。

### ○保育者の援助

保育者は、人的環境の一つとして、子どもの内面にどのように寄り添い、どのように応えていくかが重要です。

例えば、子どもが保育者に「先生、見て、見て。」と自分で作った紙飛行機を見せに来た時、遊びの過程に関心を寄せ、その子どもと一緒に飛ばしてみるなどする中で、「もっと飛ばしたい。」とか「どうしたらもっと飛ばせるかな。」等といった子どもが感じている気持ちに寄り添う言葉かけをすることが重要となります。このような保育者の関わりは、幼児が頑張りを認めてもらえたと感じたり、自分の工夫を言語化することにつながったり、次のイメージや見通しをもったりするための援助となります。

### ○環境の再構成

乳幼児の遊びが展開していく中で、より充実した遊びになるように、保育者は、環境を再構成して行くことが大切です。例えば、お店屋さんごっこをしている場面で、子どものイメージが広がり、「こんなお店もあったらいいな。」「もっとお客さんに来てもらいたい。」等といった子どもの願いが生まれてきたときに、一例として、子どもと相談しながらお店を保育室内や園内、園庭等の別の場所に出すような環境の再構成もありえます。また、そのような願いを次の日の保育に活かしていく環境の再構成も考えられます。

心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける乳幼児期に、どのような環境の下で生活し、その環境にどのように関わったかが将来にわたる発達や人間としての生き方に重要な意味をもつこととなります。

このような環境を通して行う教育・保育は、子どもの主体性と保育者の意図がバランス

よく絡み合っ成り立つものです。保育者は、子どもが何に関心を抱いているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、何に行き詰まっているのかなどをその姿から捉える必要があります。園児の生活や意識の流れを考慮して指導の計画を立てる必要があります。

## (2) 教育・保育の計画と保育の実践

各園においては、法令や幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、乳幼児の心身の発達と園及び地域の実態に即応した適切な教育課程の編成や全体的な計画の作成が必要です。

### ① 教育課程の編成及び全体的な計画の作成

#### <幼稚園教育要領>

教育課程の編成 幼稚園における教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活を展開できるよう編成する。

全体的な計画の作成 各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう作成する。

#### <保育所保育指針>

全体的な計画の作成○保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成する。

○子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

○保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成する。

#### <幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

全体的な計画の作成 教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めいくかをあきらかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する。

## ○教育課程の編成と全体的な計画の作成上の基本的事項

園生活全体を通して、ねらいが総合的に達成されるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、乳幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化したねらいと内容を組織する必要があります。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければなりません。

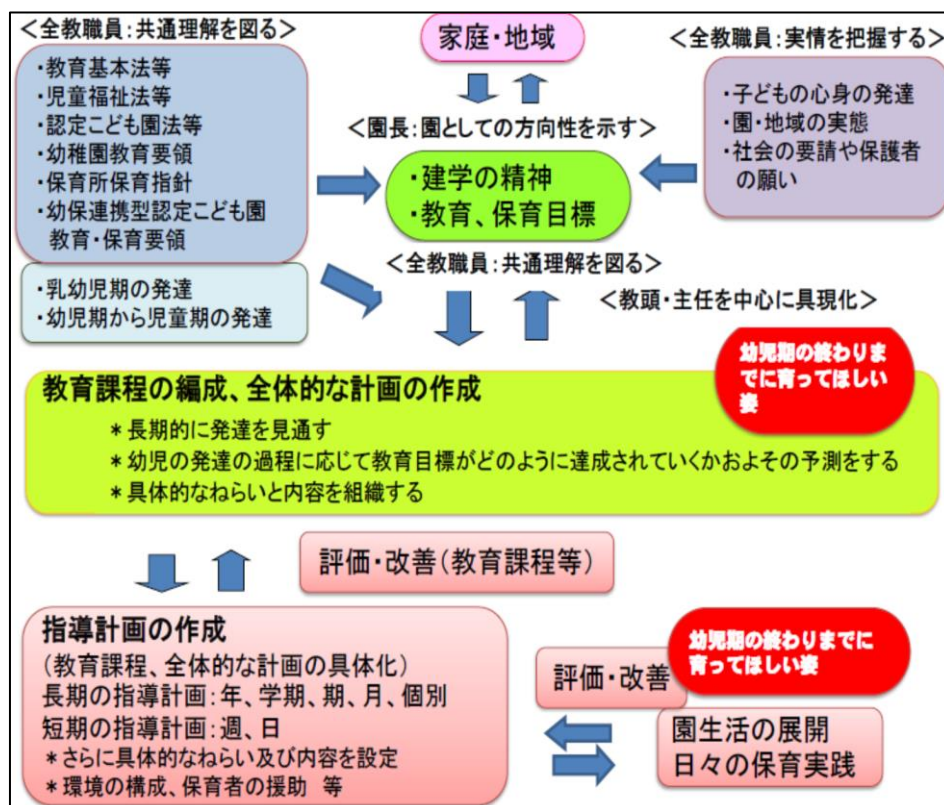
## ○各園の教育・保育の目標、教育課程の編成及び全体的な計画の作成

乳幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、保育者、保護者、地域の願いを考慮し、各園における教育・保育目標を明確にする必要があります。さらに、教育課程の編成や全体的な計画の作成についての基本的な方針については、全教職員で理解するだけでなく、家庭や地域とも共有されるよう、分かりやすく説明していくことが求められています。

## ○カリキュラム・マネジメントの実施

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成や全体的な計画の作成を行うこと、その実施状況を評価して改善を図っていくこと、また、実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育・保育の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）が必要です。

全職員によるカリキュラム・マネジメントのイメージ図



## ② 指導計画の作成

乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、教育課程や全体的な計画に基づいて乳幼児の発達の実情に照らし合わせながら、一人一人の乳幼児が生活を通して必要な経験が得られるような具体的な指導計画の作成が必要となります。

### ○発達の過程を見通し、子どもの実態に即したねらい及び内容

指導計画の作成に当たっては、一人一人の発達の実情を捉え、それに沿って園生活を見通すことを基本とし、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにします。具体的なねらいや内容の設定にあたっては、保育者は子どもと共に生活しながら、その時期の子どもにどのような経験をする必要があるのかなど、子どもの生活に即して具体的に理解することが大切です。

### ○指導計画と具体的な指導

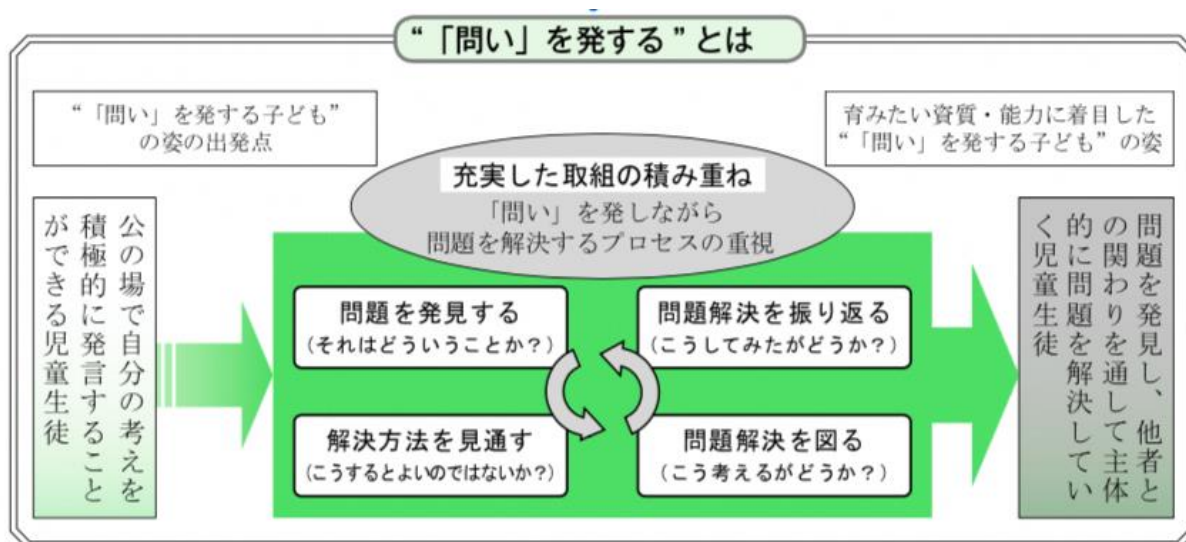
指導計画は、子どもが必要な経験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して保育を行うことが大切です。実際に保育を行う場合には、乳幼児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、ねらいや内容を修正したり、環境を再構成したり、必要な援助をしたりしていくことが必要です。そのためには、保育の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ることが必要となります。

### (3) “「問い」を発する子ども”の育成

本県では、2011年度から主体的・対話的で深い学びにつながる“「問い」を発する子ども”の育成に力を入れてきました。“「問い」を発する子ども”とは、「問題を発見し、他者との関わりを通して、主体的に問題を解決していく子ども」です。これは、就学前教育の基本である、環境を通して行う教育・保育の中で求める子どもの姿、「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりする姿」と重なることが分かります。

つまり、“「問い」を発する子ども”の育成は、就学前の教育・保育の中で既に始まっているのです。

#### “「問い」を発する子ども”の育成に向けた就学前教育・保育における意図的な手立ての工夫 「平成30年度学校教育の指針」(秋田県教育委員会) P10 より



各園

#### 遊びや生活で

- 安心できる環境の下、自分の思いを伝えたり認めてもらったりする経験の積み重ね
- 主体的に環境と関わり、興味・関心を抱いたことに存分に取り組むための指導援助
- 友達の考えを取り入れ、経験したことを生かす遊びの充実

#### ○ “「問い」を発する子どもの育成”

「問い」を発することは能動的な行動です。その行動の基になるのが、安心できる環境です。例えば、人との強い関係性に支えられる0歳児は、自分を守ってくれる大好きな人からたっぷりの愛情を注がれることで、泣いたり、笑みを浮かべたり、喃語を発したりしながら、自分の思いを伝えたり認めてもらったりする経験を積み重ねていきます。そして、乳児期の追視、ハイハイ、伝え歩き等、興味をもった環境に自ら関わる遊びの喜びを実感し、学ぶ楽しさを味わうのです。

保育者は常に子どもの遊びや生活の状況などを読み取り、それに応じた環境を整えることで、子どもは遊びや生活に満足感を得て、発達に必要な経験を重ねていきます。全

ての保育者が、家庭や以前のクラスで子どもがどのように育ってきたのか、また、5歳児や小学校就学時までどのように育っていくのか、育ちの方向を意識し、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことで、自ら環境に関わり、“「問い」を発する子ども”の姿につなげることができます。

### ○温かい関係性に支えられた自己発揮

就学前教育・保育の場は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期だと言われています。

安心できる関係性の下、子どもは大好きな人とコミュニケーションを取りたいとその人に働きかけていきます。最初は表情や身振り、声など、非言語的なコミュニケーションであっても、自らの思いを伝えようと試み、そういった経験を積みながら、やがて言葉を獲得していきます。人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感が形成され、自分の思いに目を向けてくれる大人や気の合う友達など、温かな関係性に支えられてこそ、自分らしさを出す、つまり自己発揮ができるのです。

### ○発見や気づき、それを意味付ける保育者の関わり

子どもたちは、日々出会う新しく様々なものやことに新鮮な感動を覚えます。それらを保育者が同じ視線で、共有できればその嬉しさもひとしおです。大人側から見ると些細なことであっても、子どもにとってそうではないことがよくあります。子どもが何を楽しみ、何を学んでいるのか、常に子どもの内面に思いを寄せ、発見や気づきの喜びを共有したり、子どもに遊びをしっかりと意味づけたりする保育者の専門性、関わりが大切です。

### ○豊かな感情体験の充実

感情体験の充実は心の育ちにつながります。いろいろな人、もの、こととの出会いの中で、発見や気づきに感動を覚えること、温かい人間関係に支えられ感動を伝え合うことは、幼児期の終わり頃には見られる姿です。気づきや感動を喜び合い、不思議・疑問に思ったことを声に出すことで、友達の考えのよさや保育者の力も活用して解決しようとし、 “「問い」を発する子ども”の育成には生活や遊びの充実により、豊かな感情体験が獲得されることが大切です。



#### (4) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

子どもは一人一人が異なった発達の姿を示します。保育者は子ども一人一人の発達にしてそれに応じた指導をしなければなりません。一人一人に応じるということは、その子どもの発達の特性（その子らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その子が過ごしてきた生活を受容し、それに応じるということです。子ども一人一人をかけがえのない存在として受け止め、それぞれの独自の生き方（行動の仕方、表現の仕方など）をしていると考え、独自性を大切にしていけることも重要です。

##### ① 障害のある子どもの教育・保育

特別支援教育が2007年4月に法制化され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されることになりました。各校（園）においては、校長（園長）のリーダーシップにより、特別支援教育に関する組織的な支援体制の確立が求められます。また「インクルーシブ教育システム」（※1）により障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（※2）が提供されること等が必要とされています。

###### ※1 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶことを目指す仕組み

###### ※2 合理的配慮

障害のある幼児児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に基づき、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3点において、学校（園）設置者及び学校（園）と本人、保護者により可能な限り合意形成を図りながら検討されるもの

※1※2 秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）より

指導に当たっては、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある子どもの「困難さ」に対する「指導上の意図」を理解し、一人一人に応じた様々な手立てを検討していく必要があります。

#### 【障害の理解や特性に即した指導についての参考例】

##### ・文部科学省初等中等教育局「教育支援資料」（平成25年10月）参照

#### 【教育支援資料から事例を抜粋（原文のまま）】 視覚障害（弱視）

具体的な学習環境としては、教室の全体照明や机上照明を整えて一人一人にあった照度を調整する。直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置する。楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備する。反射光によるまぶしさをおさえることができる黒板を設置する等がある。また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにする。

（中略）学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

#### 【合理的配慮の例】・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）P10参照

##### ・独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所HP インクルDB参照

#### 【インクルDBから事例を抜粋（原文のまま）】 ADHD（注意欠陥多動性障害）、幼稚園、年中

A児の支援目標を「自分の気持ちを言葉で伝える」「相手と触れ合う場合の力加減を知る」「気持ちの切替えが出来るようになる」とし、「おしくらまんじゅう」や「だるまさんが転んだ」等の触れ合い遊びや集団遊びを通して自分自身の力加減を意識することや、自分と対象物との空間認知やボディイメージができるようにした。あわせて、友達と関わる経験の積み重ねと、小グループでの活動を意識した環境設定を行った。また、一日の中で教員がA児と1対1で関わる時間を意図的につくり、安心感につながるように配慮した。

## ○園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名

保育者は障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある子どもに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。園長は、特別支援教育実施の責任者としてリーダーシップを発揮し、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な園運営に努める必要があります。

### 【参考例】秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）参照

**P 1 2 園内委員会の設置、役割と活動 P 1 6 特別支援教育コーディネーターの役割**

## ○個別の支援計画、個別の指導計画の作成と活用

個別の支援計画及び個別の指導計画は障害のある子ども一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。園長のリーダーシップのもと、保育者全体の協体制づくりを進めたり、二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、全保育者の連携に努めていく必要があります。

※ 秋田県では「個別の教育（及び保育）支援計画」を関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

### 「個別の支援計画」

（家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画）

保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関する情報を共有し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるものです。

「個別の支援計画」の作成・活用により、①障害のある子どもの教育的ニーズの把握、②支援内容の明確化、③関係者間の共通認識の醸成、④家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携強化、⑤定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待できます。

### 「個別の指導計画」

（一人一人の実態に応じて適切な指導を行うための計画）

幼児児童生徒一人一人の状況等に応じたきめ細やかな指導が行えるように、各校（園）における教育課程等や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の支援計画」を踏まえ、具体的に指導目標や内容、方法を盛り込んだ計画です。

当該幼児児童生徒や保護者の願いに基づいて、学級担任や園・校内委員会や関係者と連携して作成します。

※ 「個別の支援計画」と「個別の指導計画」は、障害のある子どもの他、障害の診断名がなくても生活上、特別な配慮が必要と判断される子どもについても作成の対象になります。なお、「個別の支援計画」は、保護者の希望や願いに基づき、関係機関が子どもの情報を共有しライフステージ毎に引き継ぐため、保護者の同意が必要です。

### 【記入例・様式例】秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）参照

**P 2 4 ~ 2 6 ・ P 4 1 個別の支援計画 P 2 8 ~ 2 9 ・ P 4 2 個別の指導計画**

## ○関係機関との連携

子どもの障害等の判断や保護者への理解促進、子どもの実態に応じた指導を充実するために、特別支援学校や医療や福祉、保健等の専門的な助言または援助を要請するなどして、計画的、組織的に連携を図ることが大切です。

### 【関係機関例】秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）（平成27年3月）

P38～40参照

行政・福祉機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村（保健センター等の母子保健部門・福祉担当課等）</li> <li>○県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」</li> <li>○民生委員・児童委員</li> <li>○児童相談所（北・中央・南）</li> <li>○福祉相談センター</li> <li>○精神保健福祉センター</li> </ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校（教育専門監、特別支援コーディネーター等）</li> <li>○教育事務所（特別支援担当指導主事）</li> <li>○総合教育センター（特別支援担当指導主事）</li> <li>○特別教育地域センター（主に小学校内に設置）</li> <li>○通級指導教室（主に小中学校内に設置）</li> </ul>
医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門医療機関、地域の医療機関</li> <li>○検診機関（保健師等）</li> </ul>

## ○保護者との連携

障害のある子どもの発達の状態は、家庭での生活とも深く関わっています。保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要です。保育者は、保護者の思いを受け止め、精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切です。

例えば、保護者が来園しやすく相談できるような雰囲気や場所を用意し、不安に思っていることを傾聴する機会を設定したり、保護者が子育てに前向きになれるよう、子どもの「よいところ」を連絡帳や面談等で伝えたりし、信頼関係を築きます。また、子どもの理解や対応についてのプログラムを紹介したり、状況に応じて関係機関と協力したりしながら支援していくことも重要です。家庭で配慮することと園での支援方法等について共通理解を図ったり、将来の見通しについての不安を取り除くようにしたりするなど、子どもと同じように保護者の思いに寄り添うことに心がけましょう。

## ② 海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難のある子どもの生活への適応

### ○保護者との関わり

海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難がある子どもについても配慮が必要です。このような子どもについては、まず保育者自身が、子どもが暮らしていた国の生活等に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、子ども一人一人の実情を把握することが重要です。また、スキンシップをとりながら安心感につなげる関わり方をしたり、挨拶や簡単な言葉掛けの中に母語を使ってみたりしながら信頼関係を築き、子どもが気持ちを表したりできるよう努めることが重要です。

## ○子ども同士の関わり

様々な背景をもった子どもたちが生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の子どもと関わり、それを認め合う貴重な経験につながります。そのことは子ども一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなります。一方で幼児期は、外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わずに感じたことを口にしたりする傾向も見られます。保育者はそういった感情を受け止めつつも、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付かせていくことも大切です。

### ③ 家庭や子どもの状況に応じた個別の支援

特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合があります。例えば、ひとり親家庭や少子化、核家族化、地域におけるつながりの希薄化等による「育児への孤立感」、子どもの疾病等による「子育てへの悩みや不安」、子育てについての知識がないことや、子どもに関わる経験の乏しさ等による「身体的、精神的苦痛を与えるような関わり」、その他「生活の困窮」等、社会的困難が複雑化、多様化しています。

保育者は、子ども一人一人の発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行う必要があります。

#### 【支援の例】 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第4章第3節参照

- ・送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する。
- ・子どもの発達や行動の特徴、園での生活の様子を伝えるなどして、子どもの状況を保護者と共有する。
- ・保護者の意向や思いを理解した上で、必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携する。
- ・状況によっては、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する。

特別な配慮を必要とする子どもは認められる機会が少なくなりがちです。つい、対象児の課題に目がいきがちですが、子どものよいところや本人なりに頑張っているところが必ずあるはずで、保育者は子どものよいところや頑張りに気付き、一人一人を受け止め、認められる機会を保障してあげることが重要です。また、保育者の指導の姿勢が、他の子どもたちに大きく影響することに十分留意し、温かい人間関係づくりに努めながら、子どもが互いを認め合う肯定的な関係を作っていくことも大切です。

## (5) 就学前におけるキャリア教育

### ○地域に根ざしたキャリア教育の充実

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

本県では、学校教育共通実践課題であるふるさと教育を基盤としたキャリア教育の充実を重視し、本県の将来を担う子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に柔軟に、且つたくましく対応していくことができるように、地域に根ざしたキャリア教育を就学前教育から高校教育において推進していきます。

ふるさと秋田には、豊かな自然をはじめ、地域の人と交流する伝統的な活動等、子どもたちの「生きる力」を培う魅力ある資源があふれています。ふるさとを学びのフィールドとし、地域の素材を有効に取り入れた教育・保育は、子ども一人一人のキャリア発達<sup>※1)</sup>を促します。全教職員で地域の資源を理解・共有し、必要に応じて取り入れ、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図っていくことが大切です。

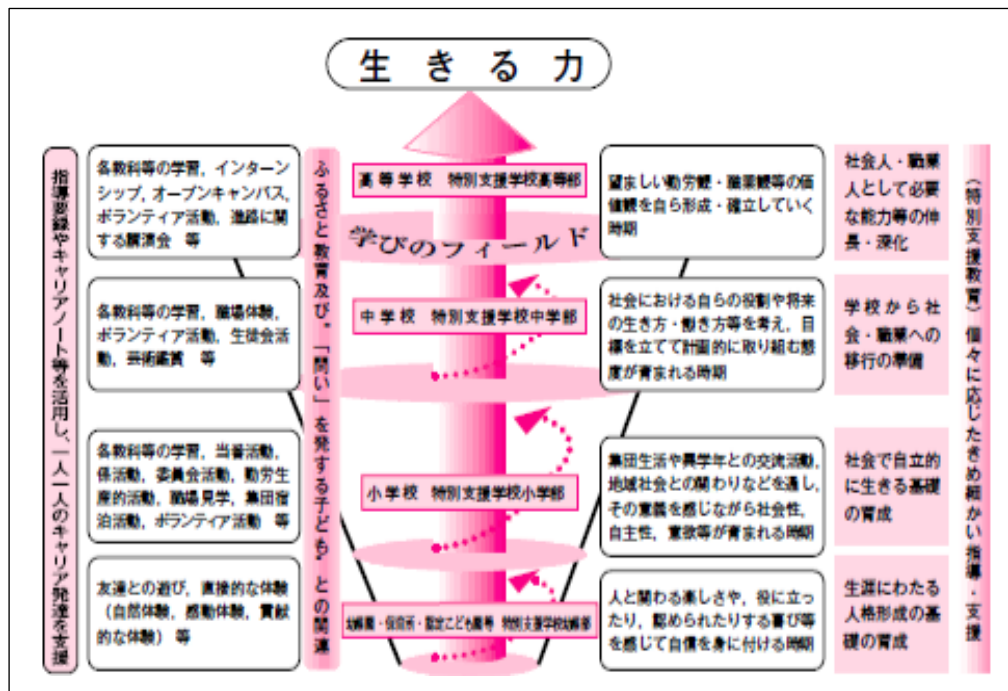
※1) 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。  
 (中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))

## ○就学前教育のキャリア教育

就学前教育のキャリア教育において目指す子どもの姿は、ありのままの自分が受容され、安心して自己発揮する中で、自分のよさに気付き、好きなことや得意なこと、できることを増やし、様々な活動に意欲と自信をもって自ら取り組む姿です。すなわち、保育において基本として目指している姿です。周囲の大人から十分な愛情を注がれ、自分に自信をもち、自己発揮しながら人・もの・ことと関わる中で自己肯定感を育みながら育ちの歩みを重ねていくことは、「生きる力」の基礎を培うことにつながっていきます。

子どもの実態、各施設や地域の特徴は、それぞれ異なります。そのことを踏まえつつ、教職員や家庭、地域の願いや評価をもとに自園の子どもに育みたい力やその姿の明確化を図り、全教職員の共通理解を図りながら推進することが重要です。子ども一人一人の発達の過程にふさわしいキャリア教育を各施設で推進・充実させていくことが期待されます。

## 生きる力を育む発達に応じたキャリア教育（「平成30年度学校教育の指針」より）



### ○年齢や発達の過程を踏まえた生活や遊びの充実

就学前教育におけるキャリア教育で目指す子どもの姿の実現に向けて鍵となるのが、子どもの年齢や発達の過程を踏まえた生活や遊びの充実です。

子どもは、生活や遊びの中での直接的・具体的な体験を通して、人と関わる楽しさや認められたりする喜び等を感じながら、自信を付けていきます。そして、人間形成の基礎となる豊かな心情や人・もの・ことに自分から関わろうとする意欲や態度が培われます。子どもたちが、それぞれの年齢や発達の過程の中で、多くの学びを獲得していくことができるようにすることが大切です。



### ○家庭や地域とともに進めるキャリア教育

家庭や地域は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、全ての教育の出発点です。子どもは、社会的自立を果たすまで、家族や様々な地域の人との関わりの中で育ちます。

各施設での子どもの生活において実際に見られる子どもの学びや発達につながる経験を具体的に捉え、園・クラスだより、保護者や地域の方との対話等により、家庭や地域に分かりやすく発信し、十分な理解を得ることが充実した連携・協力体制につながります。

### ○子どものキャリア発達をつなぐ小学校との連携

子ども一人一人の発達を継続的に支援するには、地域に根ざしたキャリア教育を就学前教育から高等教育で推進している本県の特徴を生かしながら、各施設と小学校との連携を図ることが必要です。

長期的な視野に立って子どもの学びや発達の過程を支援していくことができるよう、小学校教育との連携を図ることが必要です。子どもの育ちを共有し、長期の学びと発達の連続性を確保していくことが大切です。

## (6) 小学校教育との円滑な接続・連携

本県のほとんどの就学前施設及び小学校が、子ども同士の交流や教職員の相互研修といった連携に取り組んでいます。しかし、小学校教育への接続を見通した指導計画の編成が進んでいない(p 2「2 本県の乳幼児を取り巻く現状と課題」参照)という課題が見られます。

さらに、2017年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、小学校教育との接続の一層の強化を図るため、乳幼児期の教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教員と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点として子どもの姿を共有するなど連携を図り、就学前の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが示されました。

小学校教育との共通点や相違点の理解、指導計画の改善等に当たっては、園長、教頭・主任等によるリーダーシップの下、組織的・計画的に取り組む必要があります。

### ① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(以下「10の姿」)を踏まえた指導と共有化

各園においては、園目標や「10の姿」を視点に子どもの育ちを理解し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活が積み重ねられるようにするとともに、就学前から小学校へ育ちの連続性を3つの資質・能力の観点から捉え直し、接続を見通した指導計画の改善を図ることが必要になります。

保育者には、遊びを中心とする保育を通して子どもの育ちを「10の姿」を視点として理解し、一人一人の発達に必要な体験が保障されるよう、環境や状況づくりなど必要な指導や援助を計画的に行うことが求められます。

その際、小学校への円滑な移行のために、小学校教育の先取りをするのではなく、総合的な指導を通して、創造的思考や主体的な生活態度の充実など、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが大切です。

さらに、小学校の教員と「10の姿」を手掛かりに子どもの姿を共有したり、就学前教育を通しての子どもの育ちを、3つの「資質・能力」の視点でとらえて小学校の教員に説明したりして、小学校教育との円滑な接続を図ることも大切です。

### ○「10の姿」を念頭に置いた、それぞれの時期にふさわしい経験の充実

「10の姿」について、5歳児の到達目標としての姿ではないことは、3つの要領・指針ではっきり示されています。これまで各園で実施してきた5領域の総合的な保育によって見られるようになる5歳児後半の具体的な姿の例として示されたものです。保育者は「10の姿」を念頭に、0歳児から5歳児まで、子どものそれぞれの時期にふさわしい生活の中で、充実した経験が保障されるように努力するとともに、これまで同様に遊びを中心とした5領域の総合的な保育を展開することが大切です。これらのことについては、子どもに関わる全ての保育者が共通理解することが重要です。

○双方の教職員による「10の姿」を手掛かりとした、子どもの姿の共有

各園において「10の姿」を手がかりに、子どもの育ちや保育者の指導の過程などを、小学校の教師と共有化し、相互理解を図ることが、円滑な接続には欠かせません。

その際、次のことに留意する必要があります。

- ・ 「10の姿」は到達すべき目標ではなく方向性を示すものであること。
- ・ 教育・保育は総合的な指導を基本とし、「10の姿」を個別に取り出して指導すべきものではないこと。
- ・ 就学前教育・保育と小学校教育では、子どもの生活や教育方法が異なっているため、「10の姿」からイメージする子どもの姿にも違いが生じることもあるため、双方で話し合いながら、子どもの姿を共有すること。

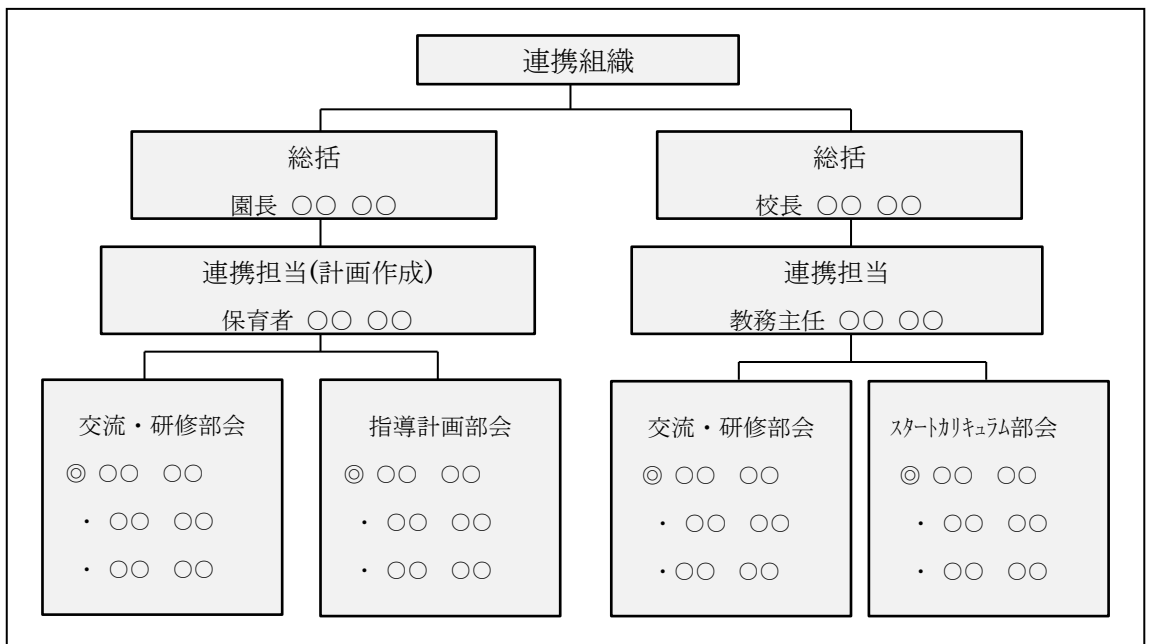
② 小学校との連携の具体

○組織づくり

小学校との連携を進めるために、まずは連携の組織づくりが大事です。互いの管理職と担任を基本メンバーに、連携のねらいによってメンバーを増やしていきます。組織が整えば、連携は計画的、継続的に進んでいきます。

園と小学校の連携組織（例）

施設	基本メンバー	
桜こども園 (仮称)	園長、主任 5歳児担任	➡
花舞小学校 (仮称)	校長、教頭 1年生担任	
		連携のねらいによって依頼 研究担当、特別支援担当、給食担当、看護師、副園長、他 研究担当、特別支援担当、給食担当、養護教諭、教務主任、生活科担当 他





## ○交流活動

小学校との交流活動では、その活動によって就学前施設と小学校、両者に得られるものがある、つまり互恵性があることで長続きします。次に示す例はとても簡単な計画ですが、計画を立てることで、双方のねらいが明確になり、この活動を行う意義も明らかになります。何度か実施しながら、よりより交流活動となるように計画の改善を図ることが大事です。

### 互恵性のある交流活動（例）

	桜こども園（仮称）	花舞小学校（仮称）
活動名	小学校の給食、楽しいよ	小学校の給食の楽しさを伝えよう
ねらい	1年生と一緒に給食を食べることを通して、給食に対する喜びや安心感をもち、就学に向けての期待感をもてるようにする。	幼児と一緒に活動することを通して、自らの成長に気付き、進級へ向けての期待感をもつ。
事前の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校に行くことを楽しみにできるように、事前に話題にとりあげたり、写真を掲示するなどする。</li> <li>・幼児が食べられる量やアレルギー等の情報を2か月前までに小学校へ伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやりの気持ちをもって幼児を迎えることができるよう、自分たちが入学した時の気持ちを想起させたり、どのようにして迎えたら喜んでもらえるかについて考えたり準備したりすることができるようにする。</li> <li>・当日、スムーズに進められるように、事前のシミュレーションで児童と幼児についての動線を確認する。</li> </ul>
当日の活動 (12:15～13:05)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生と一緒に準備をする。</li> <li>・「いただきます」の挨拶をする。</li> <li>・会話を楽しみながら給食を一緒に食べる。</li> <li>・「ごちそうさま」の挨拶をする。</li> <li>・1年生と一緒に片付けをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児と一緒に給食準備をする。</li> <li>・小学校の給食についてお話する。</li> <li>・「いただきます」の挨拶をする。</li> <li>・会話を楽しみながら給食を一緒に食べる。</li> <li>・「ごちそうさま」の挨拶をする。</li> <li>・幼児と一緒に片付けをする。</li> </ul>

### ③ 接続を意識した指導計画の意義

#### ○双方の教職員の連携・協力による円滑な接続のための指導計画の改善

就学前施設と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なります。保育者及び教員は、生活の変化を子どもが受け止め、安心して生活できるように指導することが必要です。小学校学習指導要領総則には、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること』が示されました。

これらのことから、相互の教職員が連携の下、以下のステップで接続を意識した指導計画の作成に努めることが求められます。就学前施設では、「10の姿」に基づいた子どもの変容や園における指導方法等を小学校の教員に説明するとともに、小学校の教員は保育の参観を通して得た教育・保育の理解や、保育の中の総合的な体験を通して一体的に育まれた「資質・能力」が小学校の各教科等での学びや育ちにつながるようにスタート・カリキュラムの改善を図ることが大切です。

## 接続を意識した指導計画の改善に向けた取組のステップ

### STEP 1) : 保育者、小学校教員の相互交流、保育や授業の参観

- ・ 保育参観、授業参観に参加し、互いの教育の特徴をつかむ。
- ・ 研究協議や情報交換を通して互いの教育方法や指導方法について理解を深める。

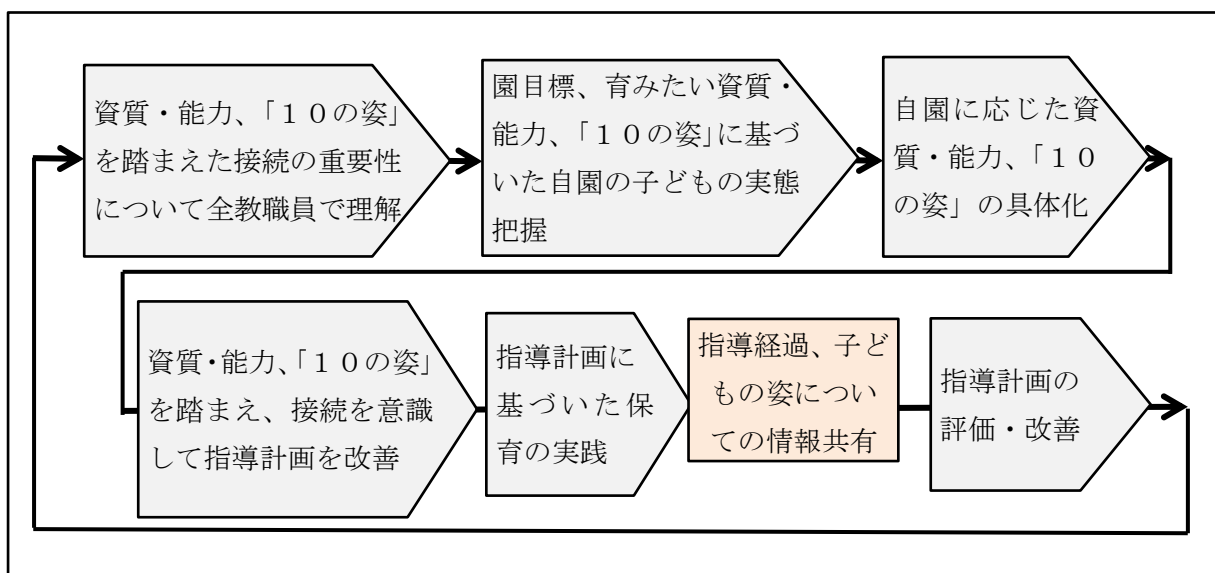
### STEP 2) : 教育内容や指導方法の共通点、相違点についての理解促進

- ・ 「10の姿」を手掛かりに、保育者と小学校の教員が共に子どもの成長する姿について情報共有し、子どもがどのようなことを経験し、今後どのような経験を獲得していくのか、長期的な視野に立って双方の理解を深める。
- ・ 保育者は、小学校学習指導要領、小学校学習指導要領「生活科編」等を、小学校の教師は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨の理解に努める。

### STEP 3) 接続を意識した指導計画の改善

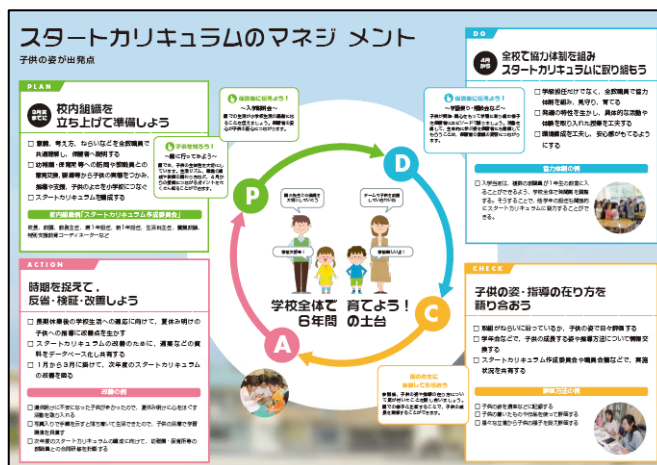
- ・ 「10の姿」に基づいた子どもの姿について情報交換し、理解を深める。
- ・ ステップ2を基に、子どもの生活や資質・能力などが、小学校教育への円滑な接続を保障できる指導計画になっているのかを協議し、改善を図る。
- ・ 定期的に、実践結果を基によりよい指導計画（就学前：教育課程、年間指導計画等 小学校：スタートカリキュラム等）となるよう、改善を図る。

## 各園における資質・能力、「10の姿」を踏まえた指導計画の作成、実践、評価、改善の手順（例）



# 「スタートカリキュラムブック」

(文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成 27 年 1 月) より



## ○円滑な接続に向けた全教職員による組織的・計画的な取組

「10の姿」を手掛かりにして子どもの姿を理解するため、具体的には自園、自校の子どもどのような姿を示すのか、共通理解を図り、全園（校）体制を挙げて取組を推進することが必要です。

さらに、指導したことを反省・評価し、常に指導計画を改善するカリキュラム・マネジメントを行いながら、「10の姿」について全教職員で理解を深めていきます。

## ④ 家庭や地域社会との連携体制の確立

### ○共に子どもを育てていくという視点に立った連携の推進

就学前教育保育と小学校との連携の充実については、家庭や地域社会の理解と連携も欠かせません。そのため、開かれた教育課程の推進のうえでも、全体的な計画や小学校との連携の取組について、家庭や地域に発信する必要があります。家庭や地域と一緒に子どもを育てていこうとする機運の高まりと土壌が大切です。

## 2 教職員の資質向上

平成27年度から、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げる子ども・子育て支援新制度が施行され、教育・保育の質に対してより高いものとなることを常に目指していくことが、これまで以上に求められています。保育の質の向上に向けては、施設長のリーダーシップの下、全職員が職務及び責任の理解と自覚を基盤とし、組織的、計画的、継続的な取組を行っていく必要があります。

### (1) 保育者としての資質・能力と専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園には、質の高い教育・保育を展開するため、絶えず一人一人の教職員についての資質及び教職員全体の専門性の向上を図るよう努めることが求められます。また、保育者は常に自らの資質と専門性の向上を目指し、様々な研修機会を通して多くの人と話し合ったり、多様な実践に触れたりするなど、キャリアステージに応じた研修を通して自分の保育観を確かめ、保育を見直し続けることが大切です。

#### ① 保育者に求められる資質・能力

保育者に求められる資質・能力には、従来必要とされてきた不易の資質・能力と園を取り巻く新たな教育・保育の課題に対応できる資質・能力があります。

また、全てのキャリアステージで求められる、保育者としての基礎的要素や各キャリアステージで求められる資質・能力を踏まえて、計画的に研修を受けるようにします。そのためには、保育者が、個々のキャリアパスを見通し、意欲をもって、自らの資質・能力の向上を目指さなければなりません。

##### ○従来必要とされてきた不易の資質・能力

保育者としての使命感、教育的愛情、保育に関する専門知識、実践的指導力、総合的人間力等

##### ○園を取り巻く新たな教育・保育の課題に対応できる資質・能力

キャリアステージに応じた資質・能力を高める自主・自律性、情報を収集・選択・活用する能力や知識を深く構造化する力等)


#### ② キャリアステージに応じた研修の充実

##### ○キャリアステージに応じた研修の必要性和園長等による理解推進

全職員が、園全体としての目標を共有しながら協働し、保育の質の向上を図っていくためには、園全体をリードしていく役割を担うことのできる職員の存在が必要となります。そのため、園においては、こうした職員を育成していくことができるように、キャリアパスを見据えた体系的な研修機会の充実を図ることが求められます。

また、園長は、園の「全体的な計画」や各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めることが大切です。

## 各キャリアステージで求められる資質・能力

各キャリアステージで求められる資質・能力			幼保推進課が所管する研修
<b>教職経験活用・発展期</b> <b>【ベテラン保育者】</b> ベテラン保育者としての自覚と責任をもち、多様な保育経験と広い視点から同僚・若手保育者に指導及び助言をし、積極的に園運営の改善に取り組む。	第4ステージ	<b>園運営推進・充実期</b> <b>【管理職】</b> 管理職としての強い責任と自覚をもち、大局的な視点から特色ある教育・保育活動を推進するとともに、直面する喫緊の課題に対応するマネジメント能力を発揮する。	・園長等運営管理協議会 ・教頭・主任等研修会
			
<b>第3ステージ</b> (目安: 11年目～) <b>実践的指導力充実期</b>	中堅保育者としての自覚をもち、積極的に園運営に参画するとともに、職務別主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける。【推進と充実】		・中堅教諭等資質向上研修 ・保育士等キャリアアップ研修
<b>第2ステージ</b> (目安: 4年目～10年目) <b>実践的指導力向上期</b>	積極的にクラスや学級、学年の経営に参画使用とする姿勢をもち、個々の個性・適性・分掌等に応じた資質・能力を向上させる。【実践と改善】		・5年経験者研修
<b>第1ステージ</b> (目安: 初任～3年目) <b>実践的保育力習得期</b>	保育者としての心構えや、モラル、要領・指針やカリキュラムについての基礎的知識及び保育力を身に付ける。【理解と実践】		・保育実践力習得研修 ・新規採用者研修
<b>全てのキャリアステージで求められる保育者としての基礎的要素</b>			
<b>ふるさとを愛し支える自覚と志</b>	<b>保育者としての使命感・倫理観・責任感</b>	<b>豊かな人間性と教育・保育への情熱</b>	<b>課題を追求する創造的探求力</b>

### ○研修の種類（基本研修、専門研修）

県では、保育者の資質及び専門性の向上のために、キャリアステージに応じた研修や、職務別の課題やニーズに応じた研修、保育士等を対象とするキャリアアップ研修（6分野）を実施し、その内容の充実を図るとともに、成果の普及に努めます。

※幼保推進課主管の研修及び幼保推進課が外部に委託している研修については、下記の幼保推進課保育情報サイトで御覧いただけます。

わか杉っ子元気に！ネット

<http://common3.pref.akita.lg.jp/youho/>

## (2) 園における研修の充実

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するには、絶えず、一人一人の教職員の専門性の向上を図るよう努めなければなりません。そのためには、研修の機会を確保するとともに、組織的・計画的・継続的な園内研修の推進することが必要です。

園内研修の充実により、個々の教職員の資質・能力の向上が図られるだけでなく、教職員が互いに学び合い、高め合っていく同僚性が生まれ、園全体の組織力も向上します。そして、園がより活性化していきます。

### ① 組織的な研修体制の整備

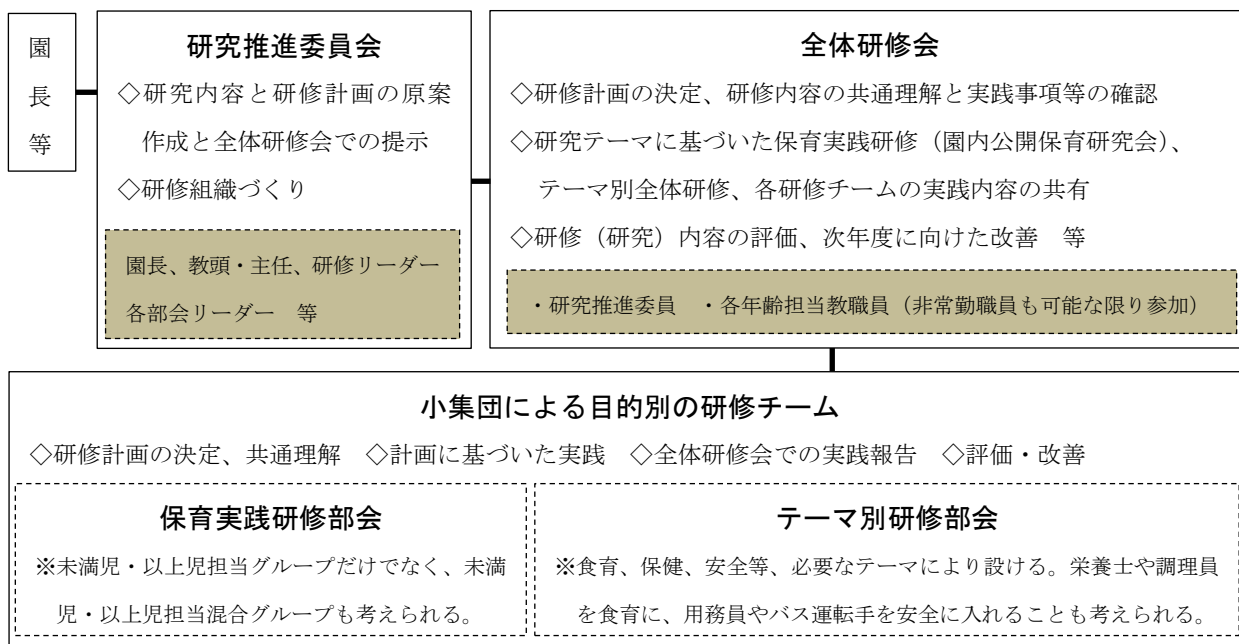
#### ○園長等のリーダーシップと園内研修の充実に向けた組織づくり

園目標の達成に向けて教職員一人一人が力を発揮し、充実した教育・保育活動を展開するには、園長等が、自園の重点目標や経営方針を明確に示し、園としての共通認識を高めつつ、協働体制を確立し、組織内のコミュニケーションを活性化することが必要です。園内研修の充実を図るための手立ても同様です。園長等は、園内研修の充実が重要である認識をもち、リーダーシップを発揮することが求められます。園運営における園内研修の位置付けを明確にし、全教職員で目標や課題について共有化を図り、研修への参画意識を高めていく必要があります。

そのためには、全職員が協働性を発揮しながら取り組む体制を整備することが不可欠です。研究推進委員会の設置や研修リーダーの指名及び育成・支援、研修チームリーダー等を活用した連絡調整など、組織間の連携を図り、全職員の意思を統一しながら研修を推進するために、役割分担を明確化した組織づくりが求められます。保育現場においては、少人数の園も少なくありませんが、それぞれの園の実情に応じて組織的に実践していくことが大切です。

さらには、職員相互のコミュニケーションを重視しながら学び合う雰囲気醸成することが大切です。園内研修の充実に向けた組織づくりは、園内研修を通じて実践力を高め、探究心をもちながら、学び続ける教職員を育成する環境づくりにもつながります。

#### 園内研修組織（例）



## ○研修リーダーの役割

研修リーダーの役割は、主に、研修の「推進役」「調整役」「支援役」「評価役」の4つに分けることができます。様々な役割がありますが、全てを一人で抱え込むのではなく、研究推進委員会や他の教職員の協力を得ながら、役割を果たすことが大切です。

### 「推進役」

- 研究推進委員会、全体研修会での研究内容案の提示
- 研究推進委員会、全体研修会での研究内容を検証するための研修、テーマ別研修等を盛り込んだ年間研修計画案の提示

### 「調整役」

- 研修運営に係る役割分担の調整
- 研修の外部講師との調整（依頼や研修内容の伝達等）
- 全職員への連絡・調整（研修に参加できなかった職員等への伝達等）

### 「支援役」

- 研修での各役割に対する支援（公開保育提案者や事例提供者への支援、研修当日の運営を担う職員への支援、各部会への支援等）

### 「評価役」

- 全教職員の評価の取りまとめ（各回の研修の評価や、中間・年度末評価等）
- 評価の分析による研修内容や運営方法の改善

## ② 計画的・継続的な園内研修の推進

### ○園内研修の目的・目標の共通理解

園内研修は、園の課題の解決や教職員の資質・能力の向上を目的に組織し、園全体で計画的・継続的に実践することが大切です。園内研修での協働的な実践の積み重ねが、子ども成長に還元され、園目標の達成につながっていきます。

研修を推進するにあたり、何のために行うのか、何を指すのかといった目的・目標を明確にし、全職員の共通理解を十分に図ることが必要です。十分な共通理解が継続的に園内研修に取り組む姿勢を持続させ、深まりをもたせます。

### ○研修計画の作成

園内研修では、「研究」に関する研修と、テーマを掲げて行う研修を年間にバランスよく配列して実施するケースがよく見られます。

「研究」に関する研修は、研究主題を設定し、公開保育研究会やエピソード記録を用いた研修等、研究内容に関する研修を実施することです。日常の保育実践との関連を図りながら年間を通じて進めていきます。「研究」による継続的な検証は、園の教育・保育目標の具

現化を図ることにつながるとともに、教職員一人一人の指導力の向上を図り、子どもの望ましい発達を促すことにつながります。また、全教職員が同じ課題の解決に向けて取り組むことから、互いに学び合い、高め合っていく同僚性が生まれ、園全体の組織力も向上します。

テーマを掲げて行う研修は、保健、安全、食育等のテーマ別を実施する研修です。職員全体で共通理解を図る必要のある内容や、専門的知識の獲得や実践力向上を図るための内容を精選し、実施時期を考慮しながら取り入れます。

研修計画の作成に当たっては、「研究」に関する研修や、テーマを掲げて行う研修を園外研修の日程を加味しながら年間にバランスよく配列しながら作成することが大切です。

### 研修年間計画（例）

過程	月	研究 〈方法〉〔形態〕	テーマ別研修 〈方法〉〔形態〕	園外研修 (参加者)
体制と計画の確立	4	9 研究内容の提示・検討（主題、理由、仮説、方法、組織等） 〈説明、協議〉〔全体〕	9 アレルギー園児の確認 〈報告〉〔全体〕	12 園長研 (園長)
		11 研究内容の決定、年間研修計画の提示 〈説明・協議〉〔全体〕	13 食育、保健、安全、幼小接続部会での検討（年間計画検討、作成、共通実践事項の洗い出し） 〈協議〉〔各部会〕	18 新採研Ⅰ (A)
		23 研究の視点の検討（各年齢）、年間研修計画の決定、研究構造図の提示、公開保育の運営方法等の確認 〈説明・協議〉〔全体〕	17 食育、保健、安全、幼小接続部会の提案（年間計画、共通実践事項等） 〈説明〉〔全体〕	
		27 研究計画の配付、最終確認（説明）〔全体〕		
保育実践・研究協議	5	21 指導案検討会（4歳児） 〈協議〉〔実践研修A（以上児）、研究推進委員〕	1 エピペン講習 〈食育部会説明・練習〉〔全体〕	15 教頭研 (主任)
		25 指導案配付、公開研究会の運営の確認 〈確認〉〔各担当、研究推進委員〕	7 感染症対策（嘔吐物処理等） 〈保健部会説明・確認〉〔全体〕	18 リーダー研 (B)
		30 園内保育公開研究会（28～保育参観） 〈保育参観、研究協議〉〔全体〕	18 エピソード記録による幼児理解（1・3歳児） 〈事例検討〉〔実践研修C（混合）〕	22 新採研Ⅱ (A)
協 議	6	11 指導案検討会（2歳児） 〈協議〉〔実践研修B（未満児）、研究推進委員〕	5 救命救急の実技講習 (事故・怪我の初期対応)	1 保育実践力向上研 (C)
		15 指導案配付、公開研究会の運営の確認	〈消防署員指導〉〔全体〕	

### OPDCAサイクルを機能させた園内研修の推進

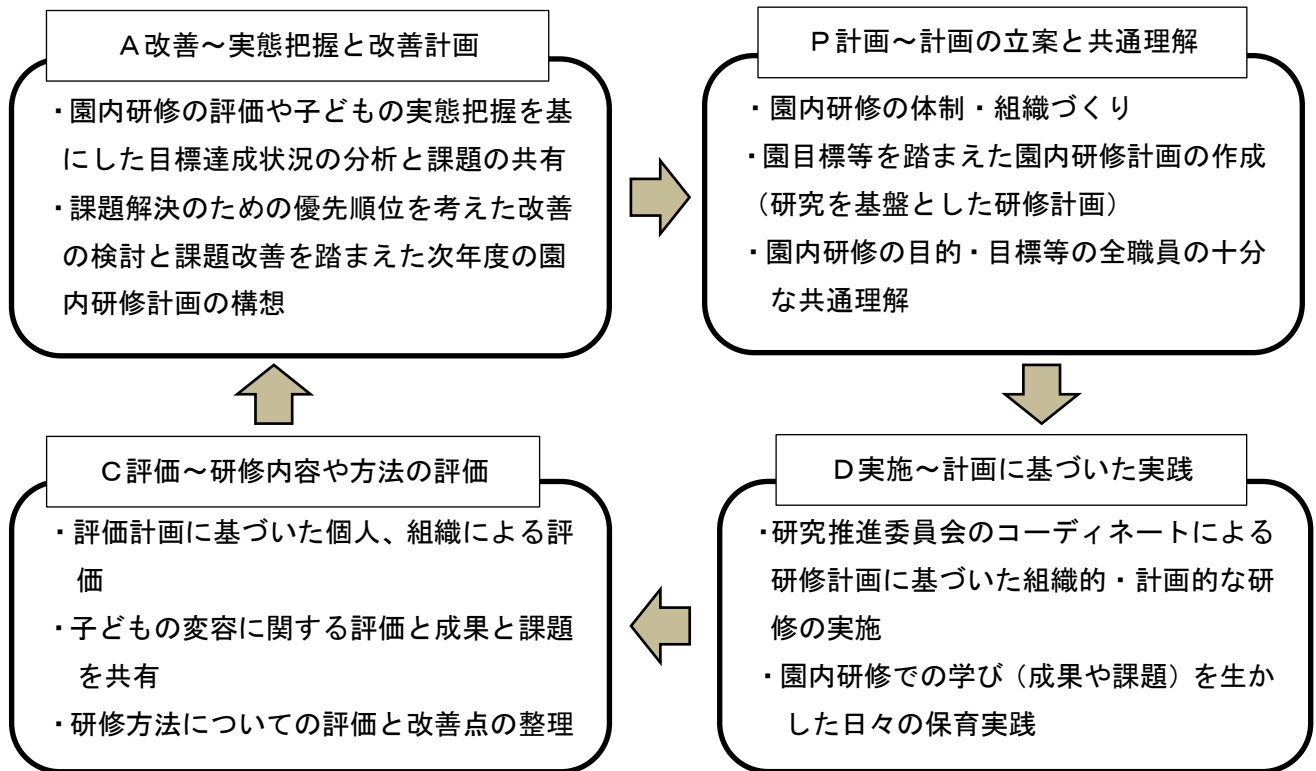
計画的・継続的に園内研修を実施するためには、P D C Aサイクルを機能させることが大切です。

P D C Aサイクルとは、前年度の改善に基づいた園内研修の計画（Plan＝「P」）の設定、計画に沿った実施（Do＝「D」）、目標に照らした評価による実践内容の検証（Check＝「C」）、



成果と課題を踏まえた改善（Action＝「A」）のサイクルを実施することです。これら一連のサイクルにより、研修（研究）と実践が結び付き、計画的・継続的な園内研修を推進することが可能になります。

### 園内研修のPDCAサイクル（例）



#### ○研修内容の評価と改善

研修の評価は、評価の項目や観点を明確にし、研修計画の段階（P）から研修の改善段階（A）まで、見通しをもって行うことが大切です。研究の評価は、子どもの望ましい変容を促すために、研修の推進計画や方法が適切だったかどうかを検討し、研究の成果と課題を明らかにすることを目的に行います。

園内研修計画を作成する段階から、評価の項目や観点、方法を明確にし、年度末だけでなく、各研修後の評価や中間評価などにより、全職員から評価を取りまとめます。そして、その評価を分類し、研修の成果や子どもの姿の変容を捉え、整理するとともに、保育の改善に努め、次年度の研究の方向性を定めます。

また、研修の運営面の評価も実施し、運営方法の改善を図るようにします。

### ③ 園外研修の効果的な活用

#### ○目的に応じた研修会への参加と園内での共有化

職員の研修への意欲や学びの質を高めるためには、園内研修と園外研修との有機的な関連を図ることが重要です。有機的な関連とは、園外研修で日常と異なる視点や考え方に触れて学んだことを園内研修で生かしたり、園外研修に臨む時に園内研修と結び付いた内容

を目的に応じて選択したりするなど、互いにその研修の機能を踏まえて関連させることで

す。

園外研修に参加するに当たっては、参加する園外研修の目的と、自園の課題、自園または自己の研修の目的との関連を事前に捉え、ねらいを明確に理解して参加することが望まれます。また、園外研修の報告が単なる情報提供にならないように、園外研修での成果を、園内の課題や園内研修との関連を具体的に示し、全職員で共有化を図ることが大切です。このような関連を図ることによって、園外研修がそれだけで途切れずに園内研修で活用されるようになります。また、園内での共有化と受講者へのフィードバックが促進され、研修内容の理解が深まることにつながります。

### (3) 地域に根ざす教育・保育の充実

国では、幼稚園、保育所、認定こども園を通して就学前教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して教育・保育内容面の指導・助言等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置や、地域の就学前教育の拠点となる幼児教育センターの設置等により、地方公共団体における就学前教育の推進体制を構築するための調査研究「幼児教育の推進体制構築事業」を展開しています。

本県では、文部科学省の委託を受け、モデル3市（大館市、男鹿市、横手市）とともに、「わか杉っ子！育ちと学び支援事業」を展開し、県と市町村が連携し、教育・保育を推進する体制を構築することで、0～5歳児の教育・保育の質の維持及び更なる向上を目的とし、調査研究を進めています。

#### ① これまでの本県の教育・保育の推進体制における成果と課題

平成16年4月の幼保一元化以降、これまでの本県の就学前教育の推進体制における成果と課題には、次のことが挙げられます。

##### ◇成果

- ・園の課題解決に向け、県の指導體制（県指導主事及び幼保指導員の訪問指導）を主体的に活用する園が増加
- ・幼保推進課所管研修等における公・私立、施設の設置形態を越えた研修体制のスタンダード化

##### ◇課題

- ・県の指導體制を主体的に活用する園の増加に伴う県指導主事及び幼保指導員の訪問指導回数の限界、市町村を主体とした幼児教育の推進体制による園のニーズに即したきめ細かい継続的な支援
- ・市町村における幼児教育の実践を指導する人材不足
- ・県主催研修の県央部集中開催による遠方からの参加の困難さ、身近な地域（市町村等）での研修会に参加可能な体制整備
- ・市町村を主体とした近隣の園で学び合う体制づくり

② 県と市町村の連携・協力によるこれからの教育・保育の推進体制構築

県では今後、県と市町村の連携・協力による就学前教育・保育の推進体制構築を推進していきます。

県では、市町村教育・保育アドバイザーの育成・支援や、市町村の主体性を尊重した県指導主事及び幼保指導員の訪問指導など、各市町村の実情に応じた支援をしていきます。また、大学機関や関係各課・所との連携により、園の様々な課題解決に向けた情報提供が可能な体制を充実させます。

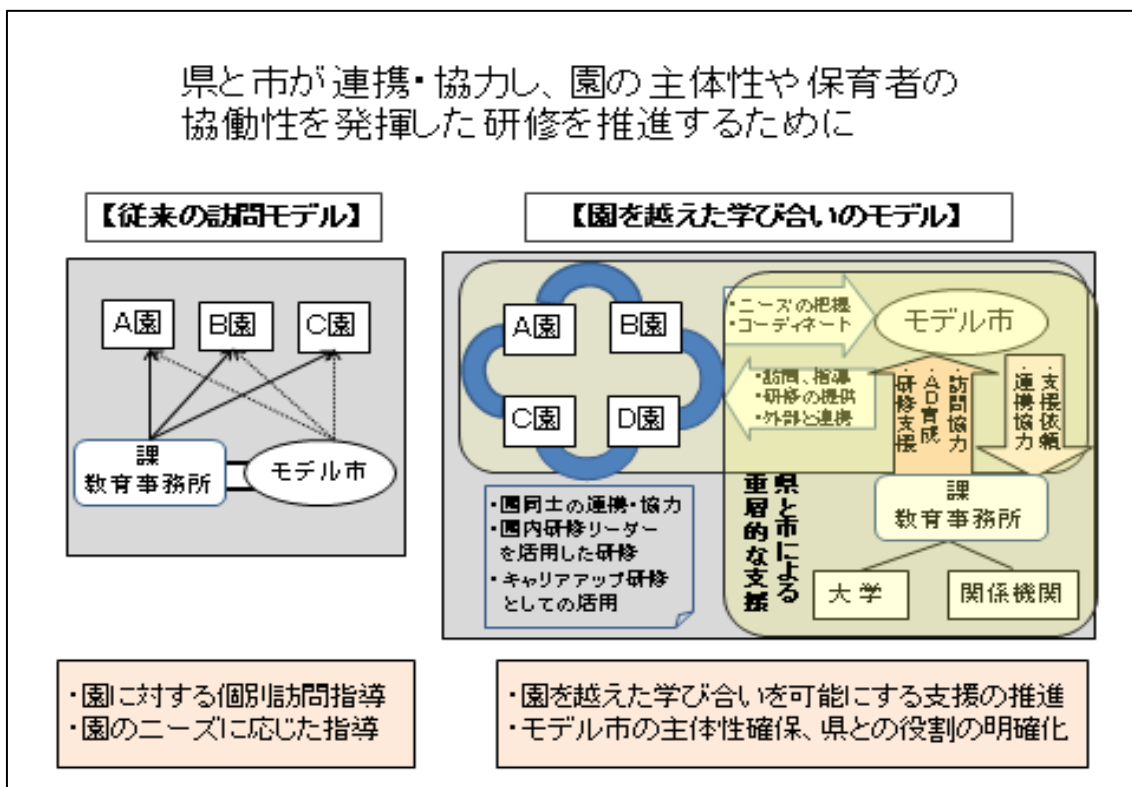
市町村には、教育・保育アドバイザーの配置や、身近な地域での研修会の開催などを行う就学前教育・保育の推進体制整備を推奨していきます。園のニーズに即した市町村教育・保育アドバイザーの継続的な支援や、園の主体性や保育者の協働性を発揮した地域での研修体制を構築し、地域に根ざした教育・保育の充実を図ることを期待しています。

これらを通して、本県が抱える課題の解決を図るとともに、就学前教育の更なる質の向上を目指します。



近隣地域の保育者も参加した公開保育研究会

**県と市の連携・協力による園の主体性や保育者の協働性を発揮した研修モデル**  
わか杉っ子！育ちと学び支援事業（文部科学省委託「幼児教育の推進体制構築事業」  
（H28～30）〈モデル市（大館市・男鹿市・横手市）における推進体制〉



### 園における教育・保育アドバイザーの主な活用（例）

目的	園での活用方法
保育実践の指導	<input type="checkbox"/> 定期的な巡回による各年齢担当への指導 <input type="checkbox"/> 各種計画（全体的な計画・指導計画等）に対する指導
園内研修の支援	<input type="checkbox"/> 研修内容に対する指導 <input type="checkbox"/> 研修方法の提案
公開保育の指導	<input type="checkbox"/> 指導案の事前検討や当日の提案保育に対する指導 <input type="checkbox"/> グループ協議の進行（ファシリテーター） <input type="checkbox"/> 全体進行、近隣地域からの参加者への対応 <input type="checkbox"/> 複数園での研修の提案や調整
保育者の個別支援	<input type="checkbox"/> 個別面談による各保育者の課題解決支援 <input type="checkbox"/> 新人保育士の支援

### 地域での研修会・事業（例）

目的	研修内容
保育者の専門性向上	<input type="checkbox"/> 市の教育・保育の課題を踏まえた講演会 <input type="checkbox"/> 近隣市町村との連携による公開保育研究会 <input type="checkbox"/> 特別支援、保護者支援、保健・安全等の課題別研修会 <input type="checkbox"/> 保育者のキャリアステージに応じた研修会 （主任、ミドルリーダー、研修リーダー、新人保育者、保育補助者） <input type="checkbox"/> 担当年齢別研修会 <input type="checkbox"/> 園の課題に応じた研修会（オーダーメイド研修会） <input type="checkbox"/> 保育実践研究発表会
小学校教育との円滑な接続	<input type="checkbox"/> 幼小連携に関する研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児・児童の交流や教職員の連携の計画立案に向けた学区別の協議</li> <li>・実践発表</li> </ul> <input type="checkbox"/> 双方の教育の理解促進を図る研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開保育・公開授業による子どもの育ちや学びについての協議</li> <li>・小学校生活科担当及び幼児教育担当指導主事による講話</li> <li>・接続期のカリキュラムをもとにした子どもの育ちについての情報交換</li> </ul> <input type="checkbox"/> 保育・授業参観、研究協議参加 <input type="checkbox"/> 保育・授業参加（相互職場体験）



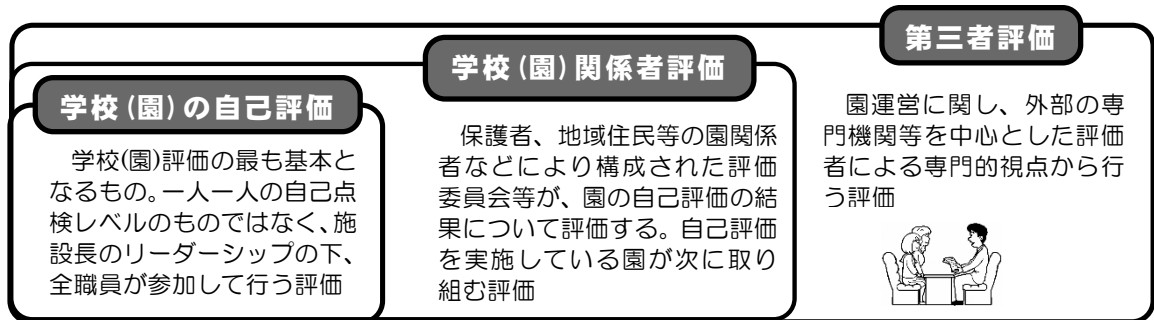
小学校教員と保育者による協議

### 3 家庭や地域に開かれた園運営

#### (1) 学校（園）評価の活用

幼稚園・保育所・認定こども園等には、保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力し、一体となって乳幼児の健やかな成長を支えていくことが求められています。各園では教育・保育、その他の園運営状況について評価を行い、その結果に基づき園運営の改善を図っていますが、その評価結果を公表するだけでなく、評価に保護者や地域住民に参加していただくことで、一層地域に開かれた園運営の実現が可能となります。

#### 評価の実施手法



#### 保護者アンケートは外部評価？

学校（園）の自己評価を行う上で、保護者や地域住民を対象とするアンケートを実施したり、保護者等との懇談会を通じて、どのような意見や要望を持っているのかを把握したりすることは重要です。これらの情報に基づいた評価は教職員によって行われた園の自己評価の客観性や透明性を高めることとなります。

ところで、これまで、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」として捉えられてきた例も見られましたが、現在はそれにとどまらず、「学校（園）関係者評価」として保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められています。アンケート等は学校（園）の自己評価の参考資料であり、学校（園）関係者評価等の外部評価と異なることに気を付けてください。

#### 第三者評価とは？

第三者評価とは、園とその設置者が実施者となり、園運営に関する外部の専門機関等を中心とした評価者により、自己評価や園関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育・保育活動その他の園運営の状況について、専門的視点から評価を行うものです。

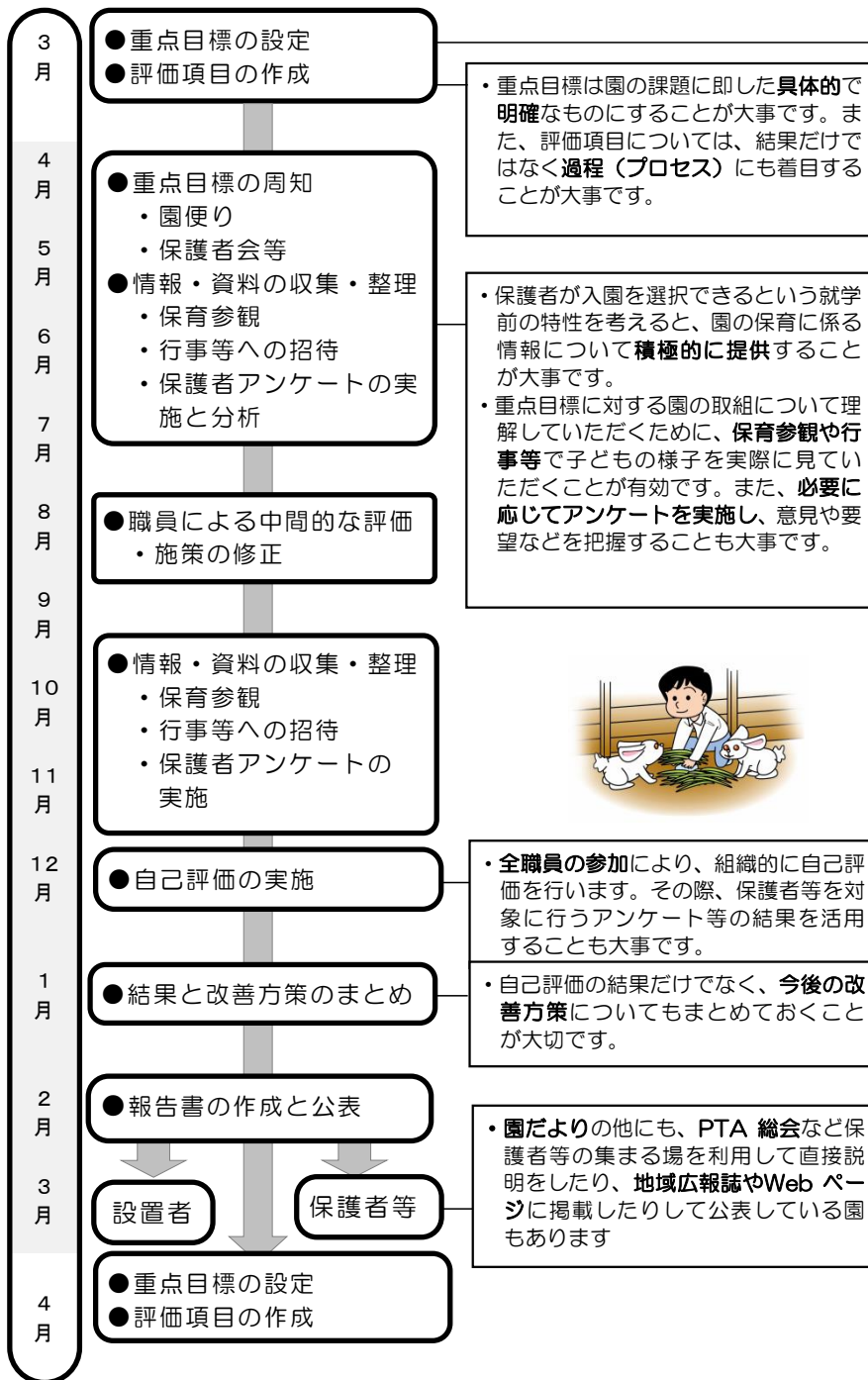
第三者評価の実施のポイントとしては、自己評価や園関係者評価に加え、園評価全体を充実する観点から評価を行い、園の優れた取組や今後の園運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示すること、園関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せもつ評価を行うなど、地域や園の実情等に応じて、評価の実施体制は柔軟に対応することが挙げられます。

## ① 学校(園)の自己評価の実施

学校(園)の自己評価とは、園の教育・保育、その他の園運営状況について、園長のリーダーシップの下、全職員が参加して評価するものです。

学校(園)の自己評価を実施するためには、前年度末または新年度スタート時に、目標の設定と評価項目の作成が必要です。目標を設定する際は、全職員が参加して園の課題を様々な視点から明らかにし、それに基づいて設定することが大切です。秋田県では課題解決に向けて確実に取り組むことができるように、目標をいくつかに絞り、重点目標として設定することを奨励しています。

### 学校(園)の自己評価の進め方とポイント



### どのように重点目標を設定し評価項目を作成するの？

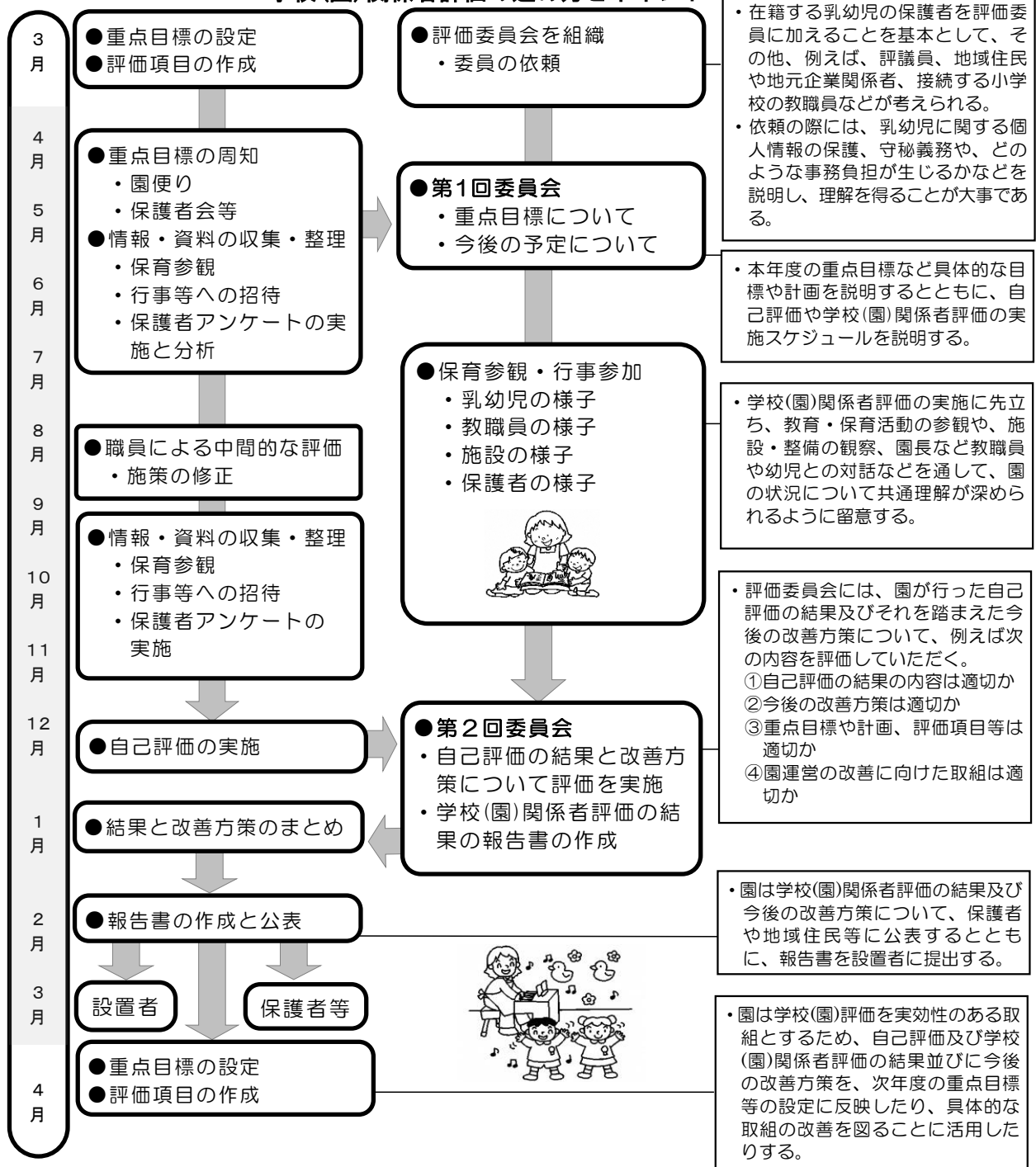
各園においては、教育・保育の基本となるべき園目標の他に、「明るい子」「最後までがんばる子」など目指す子ども像を示しています。これらは、園運営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多くなっています。このため、園目標を実現するためには、それとは別に園目標や園長をはじめ教職員の目指す理想、園の状況等を踏まえて、中期的な目標(5年前後)や重点的に取り組むことが必要な単年度などの短期的な目標(園が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色、前年度の園評価の結果を踏まえた改善方策等)を具体的かつ明確に定める必要があります。短期的な重点目標等の達成に向けた具体的な取組などを評価項目として設定します。

また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定します。必要に応じて、指標の達成状況を把握・評価するための基準を設定することもあります。

## ② 学校(園)関係者評価の実施

学校(園)関係者評価とは、在籍する幼児の保護者を加えることを基本に、学校(園)に関係した方々で構成された委員(以下、「学校(園)関係者評価委員」という)の皆さんに、学校(園)の自己評価について評価していただくものです。学校(園)関係者評価委員の皆さんに評価いただくことで、園の自己評価の客観性・透明性が高まり、保護者や地域からの信頼へとつながります。また、委員の皆さんから有益な情報を得たり、支援を受けられたりする場合も少なくありません。学校(園)関係者評価は、園・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」として有効です。

### 学校(園)関係者評価の進め方とポイント



なお、園が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も大切です。重点化された目標等に評価が偏りすぎるとは、園運営全体における力点の置き方に均衡を失うこともあります。

このことから、日々の園運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を行うことも必要です。例えば、一定の時期（数年に一度など）に全方位的な点検を実施したり、数回の実施により多岐の領域を評価したりしていくことも考えられます。以下の評価項目等を参考にしてください。

### 【重点的に取り組むべき目標と全方位的な点検を組み合わせた評価項目の例】

#### 1 今年度の重点的な取組についての評価

項目	具体目標	番号	評価内容
教育課程・指導	各年齢の発達を保障しながら、年齢の異なる子どもが交流し関わり合う。	1	各年齢の発達の特徴を理解しているか。
		2	指導計画は、各年齢の発達に応じた内容で作成されているか。
		3	指導計画に基づく実践や援助の仕方が年齢の育ちを保障するものであったか。
		4	実践したことを評価し、互いに結果を共有し、改善策を見いだしているか。
		5	自己評価実施計画を作成し、評価項目の作成や評価、結果の共有化と改善策の表出を行ったか。
学校(園)評価	自園の課題解決に向け、全職員で重点的な取組を設け、評価・改善する自己評価を実践する。	6	園の重点的な取り組みや園目標の達成を検証できる適切な評価項目であったか。
		7	全職員が協働性を発揮し、自己評価できる体制づくりと役割分担であったか。
		8	全職員が評価計画に基づき、年に2回の自己評価を実施し、改善に結び付けたか。

#### 2 全方位的な評価

項目	実施年度	番号	評価内容
研修関係	今年度	1	園目標達成に向け、課題と思われる点を見だし、解決への具体的な手立てを設定し、計画的に園内研修を進められたか。
		2	協働性を発揮できる役割を分担し、各保育者が主体的を発揮して研修に取り組む環境を整備したか。
		3	研修結果を適切に評価し、研修の進め方に対する改善を図ったか。
組織運営	来年度	4	園運営のビジョンや重点目標等が示され、達成に向けた手立てを見出し、個々の職員が運営に十分に参画できたか。
		5	園運営を円滑に進めるための職員会議や担当者の打ち合わせは、適切に行われたか。
安全管理	毎年度実施	6	避難訓練や交通安全指導等を計画に基づき実施し、改善を図っているか。
		7	健康・安全に関する子どもの主体的な判断力を高める指導を実施できているか。
		8	感染症やアレルギー等安全に対する研修を重ね、職員の理解を深めるとともに、マニュアルを作成し、共通実践している。



## (2) 子育ての支援

近年、核家族化、少子化、情報化、経済的困難等による孤立感や不安感を抱えた保護者への支援が必要となっています。

保護者に対する子育ての支援にあたっては、相互理解を基本に、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性や保育者の専門性を生かして、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努める必要があります。

また、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上につなげることが大切です。

### ① 保護者の受容と自己決定の尊重

子育ての支援に当たっては、保育者には、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める受容的態度が求められます。

例えば、毎日の送迎時においては、保育者の思いやりのある言葉かけや笑顔により、保護者は安心して子どもを預けることができるでしょう。また、子どもの成長の様子や体調について、細やかな視点で保護者に伝えることによって、子育ての喜びを共有することができ、保育者への信頼が深まっていきます。

保護者の中には、不適切と思われる養育態度や行動が見受けられる場合があります。その背景を探っていくと、深い悩みや問題を抱えていることが少なくありません。一見、不適切と思われる養育態度や行動も保護者を理解する手掛かりとする姿勢をもち、援助を目的として敬意をもってより深く保護者を理解することが保護者を受容するということです。また、援助の過程においては、安心して話をする状態を保障しながら、プライバシーの保護や守秘義務を前提とし、保護者自らが選択、自己決定していくことを尊重するようにします。

保護者の状況をありのままに受容する基本的姿勢を園全体で共通認識し、よりよい子育て支援を行っていくことが大切です。

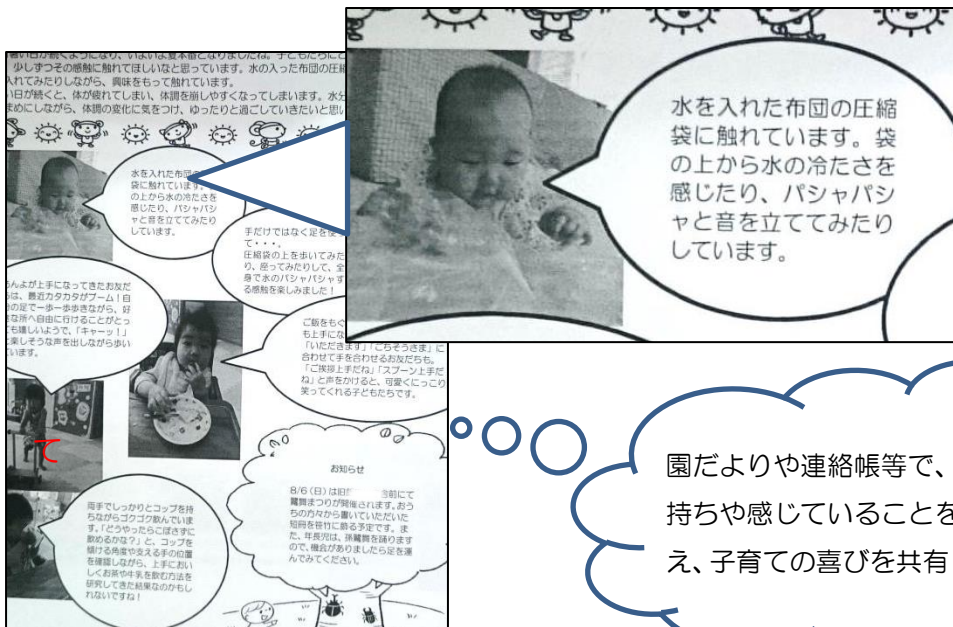
### ② 様々な機会の活用と相互理解

家庭と園が互いに理解し合い、その関係を深めるためには、園の保育の意図を理解できるように丁寧に説明し、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応することが必要です。

また、日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの様子を具体的に伝え合い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共有することが大切です。

お迎えの時間も保護者との  
大切なコミュニケーション  
のひとつ





園だよりや連絡帳等で、子どもの気持ちや感じていることを細やかに伝え、子育ての喜びを共有しています。

**保護者との相互理解のための手段や機会**

連絡帳、保護者へのお便り、送迎時の対話、保育参観や保育への参加、親子遠足や運動会などの行事、入園前の見学、個人面談、家庭訪問、保護者会等

- ③ 園内の支援体制の整備と保護者に対する個別の支援
 

園に在籍する保護者の状況は、就労や生活形態、個別の家庭的事情や背景の違いによって一人一人違います。就労と子育ての両立、子どもの障害や発達上の課題に悩む保護者、外国籍家庭やひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭等については、それぞれの状況に配慮した個別の支援が求められます。

園内においては、いつでも誰でも気軽に子育ての相談に応じられるようにしたり、保護者の状況を日頃から共通理解したりして、園全体で組織的に支援できるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ④ 不適切な養育や虐待が疑われる場合について
 

不適切な養育や虐待が疑われる場合には、園と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分に行って、保護者と子どもとの関係に気を配らなければなりません。その上で、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

早期発見のためには、日常から子どもの心身の様子や生活の状況を細やかに把握し、その上で虐待が疑われる場合には、速やかに市町村または児童相談所に通告し、子どもを適切に保護することが必要です。
- ⑤ 地域に開かれた子育ての支援
 

地域における子育ての支援においては、専門的で豊富な知識・技術をもった保育者が、園の特性を生かして支援を行うことが、地域を支える大きな力となります。その際、地域の実

情を踏まえ、関係機関との連携や協働、子育て支援に関する地域の様々な人材の積極的な活用の下で展開されることで、子どもの健全育成や地域の活性化につながることを期待されます。

### 秋田県内の児童相談所

- 秋田県北児童相談所 (所在地：大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1)
- 秋田県中央児童相談所 (所在地：秋田市新屋下川原町 1 - 1)
- 秋田県南児童相談所 (所在地：横手市旭川一丁目 3 - 4 6)

### 園が特に連携や協働を必要とする地域の関係機関や関係者

行政・福祉機関等	市町村（保健センター等の母子保健部門・子育て支援部門等） 要保護児童対策地域協議会、児童発達支援センター 児童発達支援事業所 民生委員、児童委員（主任児童委員） 地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター ファミリー・サポート・センター 関連 NPO 法人（子育てサポーター等）
就学前教育・保育施設	地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
教育機関	教育委員会、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
医療機関	県立医療・療育センター

#### 4 就学前教育・保育の振興及び理解推進

近年、人間としての生き方に大きな影響を与えると言われる乳幼児期の教育・保育の重要性について認識が高まっています。

一方、著しい社会情勢の変化に伴い、保護者の育児不安や地域社会における教育力低下など、課題も抱えています。その解決に向けて、保育者には高い専門性が求められています。県は、保育者に対する研修の機会提供や市町村に対する質の高い教育・保育の推進体制構築への支援等により、教育・保育の理解と振興を図ります。

##### (1) 秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡの策定と活用

###### ○所管研修や訪問指導を通じた秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡの理解推進

県では、年度始めの園長等運営管理協議会や教頭主任等研修会といった所管研修や訪問指導等でアクションプログラムⅡを積極的に活用し、その理解推進を図ります。各園では、園内研修はもちろん、日々の保育の振り返り等においてアクションプログラムⅡを活用してほしいと思います。

###### ○幼保推進課保育情報サイトを通じた教育・保育に関する情報提供

県では園の保育の充実に向けて必要な情報を WEB ページで発信していきます。

わか杉っ子元気に！ネット

<http://common3.pref.akita.lg.jp/youho/>



## (2) 教育・保育の充実に向けた支援

### ○研修の機会提供や訪問指導等による質の高い教育・保育に向けた支援

県では、子どもの居場所がどこであっても子どもたちが質の高い教育・保育の提供がうけられるように、園からの求めに応じで訪問指導を行ったり、園内研修等を支援したりします。

### ○市町村や関係機関との連携を図った就学前教育・保育の一層の推進

県は市町村や各種機関が主催する研修会等の支援を積極的に行うとともに、市町村や関係機関が主体的、継続的に研修会を実施できるように支援を行います。

### ○乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた、市町村による支援の重要性の発信

県は乳幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進するために、各園において、小学校教育を見通した5歳児をはじめとする年間指導計画の見直しを推進します。また、就学前教育・保育施設職員と小学校職員とが計画的・継続的に子どもの育ちについて情報を共有できる機会づくりについて、市町村に対し、理解と協力を求めて参ります。

## IV 参考文献

- 幼稚園教育要領解説（平成30年3月 文部科学省）
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（平成30年3月 内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- 保育所保育指針解説（平成30年3月 厚生労働省）
- 幼稚園教育指導資料第1集 指導計画の作成と保育の展開（平成25年7月改訂 文部科学省）
- 幼稚園教育指導資料第3集 幼児理解と評価（平成22年7月改訂 文部科学省）
- 幼稚園教育指導資料第5集 指導と評価に生かす記録（平成25年7月 文部科学省）
- 秋田型学校評価システムガイド（2008.6 秋田県教育委員会）
- 学校評価ガイドライン 平成23年改訂（2011.11.15 文部科学省）
- 保育所における自己評価ガイドライン」（2009.3 厚生労働省）
- 幼稚園における学校評価推進のための研修の在り方に関する研究報告書(2012.3 (財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構)
- 育てたい子どもの姿とこれからの保育（2018 編 無藤隆、発行 株式会社ぎょうせい）